

第I編 GHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編

一九四五年一月一日

(二―二) 連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー、幣原喜重郎首相宛

五大改革指令(抄)

- 一、秘密警察の廃止
- 二、労働組合の結成奨励
搾取と酷使から労働者を保護しかつ労働者の生活水準向上のための有力な発言権をうるための威信を獲得し、また児童労働のごとき弊害を矯正するにひつような措置を講ずることがかんようであろう。
- 三、婦人解放
- 四、学校教育の自由化
- 五、経済の民主化

『対日』

昭和二〇年一月二一日

(二―二) 憲法研究会

第一次案(抄)

- 三、人権
- 一、新政府樹立権
- 二、労働権ならびに労働権に基づく結社の自由、労働被保護権
- 三、休息権
- 四、養老、疾病、失業の際の被保護権
- 五、ただに労働者農民のみならず中産階級の生活権
- 五、芸術、学術、教育の自由と保護との規定
- 六、男女平等の保証
- 七、民族的差別の徹廃・完全平等の権利保証

『成立』

昭和二〇年一月二八日

(二―三) 連合国軍最高司令部覚書

職業政策二関スル件

- (一) 官民を問わず労働条件に関して差別待遇を許容しないよう措置せよ
- (二) 朝鮮、支那、台湾人等で、日本にいるものの就業については日本人と同等の取扱

いかなされること

(三) 復員軍人に対し単に軍に軍にあつたことのゆえをもつて優先的取扱いをするあらゆる法律、命令、規則、条例の廃止撤廃を指示す
『行政二』

昭和二〇年一月二九日

(二―四) 憲法研究会発表

第二案(抄)

- 二、人権
- 一、新政府樹立権
- 二、労働権―同時に労働の義務を規定す
- 三、労働権に基づく勤労者の結社、運動の自由
- 四、国民の生活権
- 五、休息権
- 六、養老、疾病、失業の際の被保護権―広汎な社会保険制其の他
- 七、男女の平等
- 八、民族的人種的差別の撤廃
- 九、学術、芸術、教育、宗教の自由と保護
- 一〇、民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社会道德確立の義務

『成立』

昭和二〇年二月一日

(二―五) 憲法研究会発表

第三案(抄)

国民権利義務

- 一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廃止ス
- 二、国民ノ言論ノ自由学術芸術宗教ノ自由ヲ妨クル如何ナル法令ヲモ發布スルヲ得ス
- 三、官吏国民ノ自由ヲ抑圧シ權利ヲ毀損スルトキハ之ヲ排斥追訴スルヲ得
- 四、政府憲法ニ背キ国民ノ自由ヲ抑圧シ權利ヲ毀損スルトキハ国民之ヲ変更スルヲ得
- 五、国民ハ法律ニヨルノ外逮捕監禁処罰サルコトナシ
- 六、国民ハ拷問ヲ加ヘラルコトナシ
- 七、国民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

八、国民ハ家宅ニ侵入サルコトナシ

九、国民ハ届出ナクシテ平穩ニ且ツ武器ヲ携帯セスシテ集会スルノ自由ヲ有ス

一〇、国民ハ民主主義達成ノ目的ノ為ニ結社ノ自由政治ソノ他一切ノ社会的団体的運動ノ自由ヲ有ス

一一、国民ハ請願ノ権利ヲ有ス

一二、国民ハ法律ノ定ムルトコロニヨリ国民提案及国民投票ノ権利ヲ有ス

一三、国民ハ出生及身分ノ差別ナク公職ニ就クコトヲ得

一四、国民ハ信仰及良心ノ自由ヲ享有ス

一五、神社仏閣教会ハ国家ヨリ分離セラル

一六、国民ハ労働ニ従事シソノ労働ノ量並質ニ応シテ報酬ヲ受クヘキ権利ヲ有ス

一七、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ八時間労働制ノ実施労働者ニ対スル有給休暇制
勤労者ニ対スル療養所社交教化機関ノ完備ヲナスヘシ

一八、国民ハ老年病氣ソノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥ル場合生活ヲ保証サル

一九、健康及労働能力ヲ維持シ産婦ヲ保護シソノ他一定年令以下ノ労働ヲ禁止スルタ
メ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ

二〇、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス

二一、男女ハ公的並私的一切ニオイテ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス

二二、民族、人種ニヨル差別ハ認メス

二三、国民ハ民主主義並ニ平和思想ニ基ク人格完成社会道德確立諸民族トノ協同ニ努
ムヘシ

昭和二〇年二月二六日

〔二——六〕 憲法研究会

憲法草案要綱(抄)

国民権利義務

一、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス

一、国民ハ労働ニ従事シ其ノ労働ニ対シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス

一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ最高八時間労働ノ実施労働者ニ対スル有給休暇制
療養所社交養機関ノ完備ヲナスヘシ

一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サル権利

ヲ有ス

一、男女ハ公的並私的ニ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス

一、民族人種ニヨル差別ヲ禁ス

一、国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道德確立諸民族トノ協同ニ努ムル
ノ義務ヲ有ス

昭和二十二年二月二日

〔二——七〕 政府(松本丞治)

憲法改正案(乙案)(抄)

第二章 国民権利義務

第一八條 現 状(日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル)

第一九條 日本国民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク公務ニ参与スルコトヲ得

第二〇條 削除

第二一條 現 状(日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス)

第二二條 日本国民ハ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二三條 公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ拠ル

第二四條 現 状(日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナ
シ)

第二五條 現 状(日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コ
トナシ)

第二六條 日本国民ハ其ノ住所ノ侵サルコトナシ

第二七條 公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二八條 日本国民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ拠ル

第二九條 現 状(日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ)

2 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二八條 日本国民ハ信教ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二九條 日本国民ハ言論出版集会及結社ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三〇條 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ成スコトヲ得

第三〇條ノ二 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス
第三〇條ノ三 日本国民ハ法律ノ定ムル所に從ヒ勤勞ノ權利及義務ヲ有ス
第三〇條ノ四 日本国民ハ本章ニ掲ケタルモノノ外凡テ法律ニ依ラスシテ其ノ自由及權
利ヲ侵サルルコトナシ
『憲法』

昭和二十二年二月一〇日

〔一——八〕の五の提起

CONSTITUTION OF JAPAN (英)

We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim the sovereignty of the people's will and do ordain and establish this Constitution, founded upon the universal principle that government is a sacred trust the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people; and we reject and revoke all constitutions, ordinances, laws and rescripts in conflict herewith.

Desiring peace for all time and fully conscious of the high ideals controlling human relationship now stirring mankind, we have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world. We desire to occupy an honored place in an international society designed and dedicated to the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance, for all time from the earth. We recognize and acknowledge that all peoples have the right to live in peace, free from fear and want.

We hold that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is

第三一條 削除
第三二條 削除

(編注)「現状」の次の()内は編者挿入の旧帝国憲法条文。

『憲法』

incumbent upon all peoples who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other peoples.

To these high principles and purposes we, the Japanese People, pledge our national honor, determined will and full resources.

CHAPTER I The Emperor (編注：中絶)

CHAPTER II Renunciation of War (編注：中絶)

CHAPTER III Rights and Duties of the People

(編注：中絶)

Article XXII. Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.

Article XXIII. The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

Article XXIV. In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy.

Free, universal and compulsory education shall be established.

The exploitation of children shall be prohibited.

The public health shall be promoted.

Social security shall be provided.

Standards for working conditions, wages and hours shall be fixed.

Article XXV. All men have the right to work.

Article XXVI. The right of workers to organize and to bargain and act collectively is guaranteed.

(編注：以下略)

『憲法』

昭和二年二月二五日

〔一一九〕外務省、閣議配布資料

マッカーサー草案政府訳(抄)

日本国憲法

我等日本国民ハ、国民議會ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力及此ノ国全土ニ及フ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪ラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、国政ハ其ノ權能ハ人民ヨリ承ケ其ノ權力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セラルトノ普遍的原则ノ上ニ立ツ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト抵触スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廢止ス

我等ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間関係支配ノ高賢ナル理念ヲ満全ニ自覚シテ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信義トニ依倚ヤンコトニ意ヲ固メタリ、我等ハ平和ノ維持竝ニ横暴、奴隸、圧制及無慈悲ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル国際社会内ニ名譽ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、我等ハ萬国民等シク恐怖ト欠乏ニ虐ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ表白ス

我等ハ如何ナル国民モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道德ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、而シテ斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主權ヲ維持シ他国民トノ主權ニ基ク關係ヲ正義付ケントスル諸国民ノ義務ナリト信ス

我等日本国民ハ此等ノ尊賢ナル主義及目的ヲ我等ノ国民的名譽、決意及精力

に懸ケテ誓フモノナリ

(編注：中略)

第三章 人民ノ權利及義務

(編注：中略)

第二十二條 学究上ノ自由及職業ノ選択ハ之ヲ保障ス

第二十三條 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ惡シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廢止セラレ配偶ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威嚴及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

第二十四條 有ラユル生活範圍ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上發展ノ為ニ立案セラルヘシ

自由、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ

児童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ

公共衛生ヲ改善スヘシ

社会的安寧ヲ計ルヘシ

労働条件、賃銀及勤務時間ノ規準ヲ定ムヘシ

第二十五條 何人モ働ク權利ヲ有ス

第二十六條 労働者力團結、商議及集團行為ヲ為ス權利ハ之ヲ保障ス

(編注：以下略)

『憲法』

昭和二年三月六日

〔一一〇〕内閣発表

憲法改正草案要綱(衆議院事務局編)(抄)

(編注：前略)

第三 国民ノ權利及義務

第十 国民ハ凡テノ基本的人權ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナキモノトシ此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人權ハ永遠ニ互ル不可侵ノ權利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦與セラルベキコト

第十一 此ノ憲法ノ保障スル自由及權利ハ国民ニ於テ不断ニ之ガ保持ニ努ムルト共ニ

国民ハ其ノ濫用ヲ自制シ常ニ公共ノ福祉ノ為ニ之ヲ利用スルノ責務ヲ負ウコト

第十二 凡テ国民ノ個性ハ之ヲ尊重シ其ノ生命、自由及幸福希求ニ対スル權利ニ付テハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限り立法其ノ他諸般ノ国政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ払ウベキコト

第十三 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位又ハ門地ニ依リ政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト

将来何人ト雖モ華族タルノ故ヲ以テ国又ハ地方公共団体ニ於テ何等ノ政治的權力ヲモ有スルコトナク華族ノ地位ハ現在ノ者ノ生存中ニ限り之ヲ認ムルコトトシ榮誉、勲章又ハ其ノ他ノ榮典ノ授与ニハ何等ノ特權ヲ伴フコトナク此等ノ榮典ノ授与ハ現ニ之ヲ有シ又ハ将来之ヲ受クル者ノ一代ニ限り其ノ効力ヲ有スルベキコト

第十四 国民ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スルノ權利ヲ専有スルコト公務員ハ凡テ全体ノ奉仕者ニシテ其ノ一部ノ奉仕者ニ非ザルコト

凡ソ選舉ニ於ケル投票ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラズ選舉人ハ其ノ選択ニ関シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコトナカルベキコト

第十五 何人ト雖モ損害其ノ他ニ関スル救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廢止又ハ改正ニ関シ平常ニ請願ヲ為ス權利ヲ有シ何人モ斯カル請願ヲ為シタルノ故ヲ以テ如何ナル差別待遇ヲモ受クルコトナキコト

第十六 何人ト雖モ如何ナル奴隸的役務ニモ服セシメラルルコトナク犯罪ニ因ル処罰ノ場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反スル苦役ハ之ヲ禁ズルコト

第十七 思想及良心ノ自由ハ侵スベカラザルコト

第十八 信教ノ自由ハ何人ニ対シテモ之ヲ保障スルコトトシ如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特權ヲ受クルコトナク且政治上ノ權力ヲ行使スルコトナカルベキコト

何人ト雖モ宗教上ノ行為、祝典、儀式又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレザルベキコト

國及其ノ機關ハ宗教教育其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スベカラザルコト

第十九 集会、結社及言論、出版其ノ他一切ノ表現ノ自由ハ之ヲ保障シ檢閲ハ之ヲ禁ジ通信ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラザルコト

第二十 国民ハ凡テ公共ノ福祉ニ抵触セザル限り居住、移転及職業選択ノ自由ヲ有スルコト

国民ハ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナキコト

第二十一 国民ハ凡テ研學ノ自由ヲ保障セララルコト

第二十二 婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キデノミ成立シ且夫婦ガ何等ノ權利ヲ有スルコト

トヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト

配偶ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ權威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト

第二十三 法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社会ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上發展ノ為ニ立案セラルベキコト

第二十四 国民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ權利ヲ有スルコト

国民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル兒童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償タルコト

第二十五 国民ハ凡テ勤勞ノ權利ヲ有スルコト
賃金、就業時間其ノ他ノ勤勞条件ニ関スル基準ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二十六 勤勞者ノ團結及団体交渉其ノ他ノ集團行為ヲ為スノ權利ハ之ヲ保障スベキコト

(編注…中略)

第三十 何人ト雖モ国会ノ定ムル手續ニ依ルニ非ザレバ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコトナカルベク何人モ裁判所ニ於テ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪ハルルコトナカルベキコト

(編注…以下略) 『憲法』

昭和二十一年三月三〇日

〔一一一〕米國教育使節團、米國最高指令官に提出

合衆國教育使節團報告書(抄)

まへがき(編注…中略)

序論(編注…中略)

一 日本の教育の目的と内容

日本の教育における教科課程、修学過程、教授法及び教科書の再編は、戦前の日本の教育制度に照し、また自由な民主的政治形態を採用するやう新たに日本の民衆に与へられた機会に照して考慮されなければならぬ。そして教育改革への諸々の提案が考慮せられるに先だつて、これらの日本の教育の実際についての明確な理解を有つこと

が肝要である。これらの日本の教育の実際が明らかにされなければ、改革への提案もうまく採用されるに至らず、かへつてそれが妨げともなり得るのである。

日本の教育制度は、その機構と教科課程の諸規定に関しては、たとへその中に超国家主義と軍国主義とが注ぎこまれなかったとしても、最近の教育理論に従つて当然改革さるべき筈のものであつたであらう。日本の教育制度はかの高度に中央集権化された十九世紀型に則つたものであり、大衆に一つの形式の教育をあたへ、そして小数の特権階級のためにはもう一つの異つた形式のものを準備するといふ如きものであつた。それは教育のそれぞれの水準に依じて被教育者が吸収すべき一定量の知識があると主張し、生徒の能力と興味とに現はれて来る差異を無視する傾向を帯びてゐる。訓令と教科書と、試験と視学制度とによつて、日本の教育制度は教師がその職務上の自由を行使する機会の多くを失はせてしまつた。教師の能率を測る基準はといへば、どの程度に標準化と画一化が護持されてゐるかといふことであつた。日本の教育を一通り理解するには、各種の条例と教科規定と教科書と、さうして文部省もしくは各府県庁から発行される教師用図書とを調査すればほぼ十分であらう。文部省及び府県教育課の職員は、如何に博学でありまた学者的であるにしても、ほとんど、あるひは全く、専門の職業に対する予備教育も受けてゐなければ教育や教室での経験を有つてはゐない。その結果は、社会のあらゆる各層の中にかくれてゐる才能と能力との巨大な貯蔵所を犠牲にしてしまつた。

忠義心や愛国心がどのやうな国においても望ましいものでないといふのではない。問題は如何にして合理的な代償によつて忠義心や愛国心を保証するかといふことである。無批判的な服従と盲目的な自己犠牲は余りにも高価な代償を支払ふものである。個人の知性は物々交換の具に供するには余りにも貴いものである。なほまた、教師と生徒とによつてつくり出される協同一致は集団意識の産出を促進するものである。

かく多くの点において、日本の教育組織は生徒に實際社会に活躍する準備を与へることに失敗した。失敗した理由は、これらの目的が学習者の立場で理解されずに教へ込まれたからである。この教育は失敗する時が来る。さうして、その時には、救済策は病氣そのものよりも一層悪いものとなる。丁度あの思想局（教学局）がつくられた時に例証されたやうに。

一群の極めて狭い範囲の人々の中から補充するだけで、いはば防壁で固めたやうな官僚によつて統制されてゐる教育制度、実力で昇進して行くといふ機会を無くしてしまふ教育制度、研究や調査の機会をほとんど与へず、また批評を絶対に許容しない教育制度、かうした教育制度はひとりでに進歩の手段を自分自身の手から奪ひ去つてし

まふものである。

不信は不信を生む。文部省はあらゆる階層の教師たちの知性にあらさまに信を置かなかつたことにより、教育者たちの側に文部省の指導力に信を置かないといふ風潮を作り出すことに成功したわけである。幸ひにも、組織化された統制が必ずしも常に組織化された頭脳を作り出すものだときめてかゝるわけにはいかない。日本の教師たちは、彼らの見解が当使節団に開陳された限りでは、批判的でありまた不安をも感じてをり、さうして文部省以外のところに指導者を求めてゐる。

教師たちの間に見られるこの不安は必ずしも全部がそのあはれむべき経済状態に起因するものではない。それは指導を求めぬ純なる欲求から、また新日本建設に力を添へる機会をつかまうとする純なる欲求から起つてゐる。統制と抑圧にもかゝらず自ら思索を進めつゝある教師たちがあるものでありまた日本の教育が取るべき方向を次第に自覚しつゝある教師たちがあるのである。そのやうな教師たちは大いなる期待をもつて正しい意味の指導から生まれる刺戟と鼓舞とを待ちのぞんでゐる。

教育の目的、教科課程、修学過程、教授法及び教科書といふ如き論題が考へられなければならないのはまさにこの方向においてである。昔の型では、教育は上の方から下の方へ向つて系統立てられた。その本質的な特徴は権威主義であつた。新しい型の教育——我々はあらゆる社会層にその根強い支持を発見してきたのであるが——では出発点は個人でなければならない。後で分ると思ふが、教科課程に関する諸問題はこれら新旧両教育制度のそれぞれにおいて異つた様相を採る。

教育の諸目的

日本における教育再建の大事業が企て得られるに先きだつて、民主主義の教育哲学の諸基礎を明瞭にして置くといふことが絶対に必要である。のべつまくなしに民主主義といふ言葉を繰返したところで、それに具体的な内容が付与されなければ無意味である。

民主主義による生活のための教育制度は個人の尊厳と価値との承認の上に基礎を置いてゐる。この教育制度は各人の能力と資質に応じて教育の機会を与へるといふ仕組になつてゐる。教授内容と教授方法とを通じて、この教育制度は研究の自由を育成し、また批判的な分析をこゝろみる能力を錬磨させる。この教育制度は、学習者のそれぞれの異つた発達段階に應ずるその能力の範囲内で、實際的な知識について広範囲にわたつて討議をすることを奨励する。学校の仕事が、規定で動きのとれない教科書や、それぞれの科目についてただ一冊の認定された教科書に限定されてゐる限り、これらの目的の達成を助長することは到底不可能である。民主教育の成否は画一化と標準化

とによって測るわけにはいかない。

教育は、個人に、十分責任を果し得るやうな、さうしてまた他人と協同して社会に貢献し得るやうな社会の一員となる準備を与へなければならぬ。だが同時にまた、「個人」といふ言葉は少年たちに対しても少女たちに対しても同じやうにあてはまり、また男に対しても女に対しても同様にあてはまる言葉であるといふことが理解されなければならぬ。新しい日本のための建設事業にあつては、それぞれの個人は労働者として、公民として、はたまた人間として自分を成長させる知識を必要とするであらう。それぞれの個人は、社会組織の複雑多岐な局面に干与する社会の構成員として、自由探求の精神を以てその知識を活用する必要があるであらう。すべてこのことは、国際連合組織の性格規定の中に記されてをり、且つまた国際連合教育・科学・文科協議会憲章草案中に記されてある基本的諸原理と一致するものである。

このことから当然次のことがいはれる。すなはち中央当局者は、教授の内容や方法や、あるひは教科書を規定したりすべきではなく、その仕事を要綱や参考や教授指針の公布といふ範囲に限定すべきである。教師の専門的活動のためにふさはしいものが準備されるやいなや、種々異つた環境にある生徒の要求や能力に應ずる、また生徒たちが役割を果すべき管の社会に適當する教授の内容や方法を採用することはすべて教師たちの自由にまかせらるべきである。

日本の教育の新しい方向付けの仕事は、軍国主義や超国家主義やその他教育に関して不都合な諸点を完全に除去するといふ消極的な面を含むばかりではなく、教育の新しい計画を豊富にするやうな文化の種々の面を注意深く評価するといふ積極面をも含んでゐる。例へば、歴史・倫理・地理・文学・美術及び音楽の如き教科において、日本と他の国々との協力を増すにはどのやうな教科が保留されていゝかといふことに考慮が払はなければならない。

教育は真空の中で進めるわけにはいかないし、また一国民の過去の文化と全然隔絶した教育も考へることができない。現在のやうな危機に際してさへも或る種の連続がなければならぬ。人間的理念として、また新しい教育計画を有力ならしめる理想として保存に価するものを見出さんために、日本

の文化的伝統を検討するといふことは、教育の仕事に携はるすべての日本人の任務とされるべきものである。こゝにこそ日本人は忠義と愛国心のための正当な且つそれを鼓舞する基礎を見出すであらう。「知識ヲ世界ニ求め」よといふ明治時代の訓諭は十分に重視されてよい。しかしながら絶えず外から新しい要素が付け加へられるところから生ずる二重性格の欠陥をまぬがれんがためには、なにかひとつの準拠として用ひ

らるべき原標が、優れた国民文化の自覚の中に見出されなければならないのである。

教育の目的に関するこの議論の骨子は、教育の自由と研究の自由がただに日本の国民的文化を保存するためばかりではなく、それを一層豊富にするためにも亦奨励されなければならないといふことである。事実と神話と、現実と空想とを区別する能力は、批判的分析を本質とする科学精神のうちにはごくまれてのみ十分の発達を遂げ得る。

このことは、たゞ試験に通ひさへすればいゝといふ、あの目的を放棄すること、何はともあれ両親たちの、学生たちの、また教師たちの頭の切り換へといふことを意味するものである。試験準備といふことに支配されてある教育制度は形式に墮し、常套に陥る。それは教師と生徒の側に画一化を助長するだけである。それは自由探求の精神を窒息させ、批判的に判断を加へるといふ態度を押し殺してしまふ。それは社会全体の利益のためよりもむしろ狭い官僚群の利益をはかる権力者の操縦に、たわいもなく自分をまかせてしまふ。結局、この教育制度は、時にはごまかしや背徳行為に誘つたり、あるひは不健全な自棄的行為に騙り立てる変態的な競争を生む。

それにもかゝらず、有為な青年たちの将来を偶然の気まぐれに泣かせてしまふやうな愚行をしりぞける新しい型の試験を採り入れる余地もあるのである。この問題は、十個国ばかりの国が一九参一年から一九参八年までの間にその研究にたゞさはつた国際的な研究の主題であつた。試験の結果に関する研究には活発な批評の働きと教育的探求のための中枢となるべきものゝ創設とが必要とされてゐる。もし学生の能力に関する確かな知識が得られるものであるならば、すべての考へ得る限りの方策が用ひられなければならない。多くの戦後の教育再建の計画においても、指導と助言とがそのやうな際立つて高い位置を与へられ重視されてゐるのは偶然の出来事ではなくて、すべての人々に均等な教育の機会をあたへようといふ理想の直接の結果なのである。

教育の事は、いふまでもなく、学校だけに限られたことではない。家庭も、隣組もまたその他の社会的組織も、教育において演ずべきそれぞれの役割を有つてゐる。新しい日本における教育は、意味ある知識を獲得するためには、可能な限りの多くの知識の源泉と方法を開發するやうに努力しなければならない。学習者が教育の進行過程に積極的に参加するのでなければ、すなはち学習者が十分理解して学び取るのだから、教育の仕事は試験が終れば直ちに忘れられてしまふ雑多な事項を寄せ集めることだけに終つてしまふ。

このやうな知的革命は、しかしながら、教科課程の編成の方法とその内容とに一大変更を加へることを要求する。

教科課程（編注…以下中略）

修身と倫理

歴史及び地理

衛生教育と体育

衛生教育

体育

職業教育

日本はその家庭を、市町村を工場をまた文化的諸施設を再建するためには教育ある頭脳と共に訓練された手をも必要とする。日本の民主主義を保証するに熟練した、また職場に就いてゐる、物事のよく解った労働者の一団にまさるものはない。それは産業上の財産にも劣らぬ道徳上の財産である。

民主主義をまもるそのやうな防塞を築きあげるためには、日本の教育者たちは、専ら知能による労働にたづさはつてゐる人々に対して払ふと同じ尊敬を道具を手にして働く人々に対しても亦払ふやうな風潮を創りあげるに援助を惜んではならない。

創造力と靈感とは学者の独占物ではないし、また決して独占物であつたこともなかつた。かういふ理由で、初等程度の学校でも中等程度の学校でも、社会的研究をする学習計画の中では、職人や労働者の寄与するところに関し、また職人や労働者に関する問題に重点を置くやう我々はすゝめるのである。十分の訓練をうけた本部職員の下で、種々異つた職業的経験がそこではあたらなければならない。

結 論（編注…略）

二 国語の改革（編注…以下中略）

三 国民学校及び中等学校の教育行政

四 授業と教育養成

五 成人教育

成人教育の広汎な計画は、人間の資質の最高の発達を含む社会ならどのやうな社会にとつても重要である。軍部の民衆支配に依つて惹起された不幸な戦争の為に傷手を受け茫然自失してゐる日本国民は、今や平和と世界協同を目的とする新しい戦ひに向ひつゝある。

日本の知的精神的資源の方向転換を行ふ為には、利用し得べきあらゆる手段が人類の福祉に係る知識や観念の普及に用ひられねばならぬ。戦争の残虐行為が跋扈跳

梁した心理的風土は調査の探照灯と真理の是正とに曝されねばならない。

民主主義への忠誠を背景にもつ少数の日本人があらこちらに散在してゐる。彼等は迫害と圧迫の悲惨な経験から暴力政治の忌まはしい力を学び知つてゐる。彼等のうちには既に成人教育の計画を実施しようとしてゐる者もある。かくの如き人々に援助を与へて彼等の努力を糾合せざるならば、彼等は国家の運命を建て直す指導力となるであらう。この一団を中核とすれば成人教育の組織は活動を開始し得るであらう。

それ故、文部省の現在の成人教育事業は更に生命を吹込み、民主化して独立の局としての資格を与へられることが望ましい。その職員は指導性と社会的経験の結において極めて有能の士でなければならぬ。その教育者も亦日本の高等学府から抜擢されねばならない。教育、労働、産業、新聞、青年等を代表する諮問委員会を設立し、それと共にこれと同様の性格と機能を有する県単位の委員会を作れば有益であらう。

日本の諸学校は成人教育に刺戟を与へる大きな潜在勢力である。学校内に夜学の組を設けること、父兄会を強化すること、討論会や公論場の為に校舎を開放すること——以上は学校が成人教育に提供し得る援助の二参の例に過ぎない。

公立図書館（編注…以下略）

博物館

結 論

六 高等教育（編注…略）

本報告の摘要（編注…中略）

日本教育の目的と内容

強度に中央集権的な教育組織は、たとへ極端な国家主義や軍国主義の係蹄にかゝることはなくとも垣壁をめぐらした官僚主義に伴ふ害悪のために危くされる。教師が軍隊式に編制されることなしに指導を受けて職業的に発展するやう解放されるためには地方分権が必要である。さうすれば、教師は自由な日本市民の発展に彼等の分を果たすであらう。

この目的のためには、唯一冊の官製の教科書や教授用書で得られる以上に広く、且つ紋切型の試験で試めされるより更に深い知識が得られなければならない。教科課程は認容された一縛りの知識のみならず生徒の心身の活動をも含んでゐる。すなはちそれは生徒の種々の背景と能力とをも考慮に入れる。それ故、教科課程は教師の経験を活用しその創造的才能を發揮せしめつゝ、教師をも含めた協同活動に依つて作製されねば

ならない。

道徳は日本の教育では独立の地位を占めて居り服従を奨励する傾向をもつてはあ
るが、これは異なる解釈を加へらるべきであり、且つ自由な国民生活のあらゆる面に浸透
せしむべきである。平等を奨励する態度、民主的政治の互恵、日常生活における良い
技術の理想——以上はすべて広義の道徳である。これらは民主的な学校の種々の計画
や活動に依つて啓培され、実行されねばならない。

地理及び歴史の領域の書物は、神話として認め、もつと客観的な観点を教科書や参
考資料に具現するやうに書換へらるべきであらう。低学年にあつては社会や地方的資
源をもつと多く取り入るべきである。高学年では適當の学問や研究調査が種々の方法
で奨励されねばならない。

衛生知識と体育との計画は全体としての教育計画の基礎である。身体検査、栄養と
公衆衛生、体育と娯楽計画を大学程度まで拡張すること、及び可及的速に施設を恢復
すること等を勧告したい。

すべての学校水準において職業教育が強調せらるべきである。種々の職業的経験が
良く訓練された教師の指導の下で、工芸学とそれを支持する学術や科学やに力を置いて、
与へられる必要がある。職工や労働者の貢献も社会研究の計画に取り入れられぬ
ばならない。また独創力や創造性を啓発する機会も与へらるべきである。

国語の改革（編注…以下中略）

国民学校及び中等学校の教育行政

授業と教員養成

成人教育

日本国民のこの危機においては、成人教育は極めて重要である。何故なら、民主国
家は各市民に大きな責務を課するからである。

学校は成人教育の一機関に過ぎないが、しかし父兄会の活動、成人に対する夜学校
及び校外授業、社会の種々の活動に対する校舎の解放等に依つて成人教育は助長され
るであらう。

成人教育にとつていま一つの重要な機関は公立図書館である。支館を有する中央公
立図書館を大都市に設立すること、及び各県に図書館事業の適当な施設を設けること
を勧告する。公立図書館事業の管理者を文部省内に置けば、この計画に便利であらう。
科学博物館、美術博物館は図書館に並行して教育目的に役立つであらう。

その上、市町村の会や専門の学会、労働組合、政治団体をも含めたあらゆる種類の

組織は公論壇や討論会の技術を有効に使ふやう援助せらるべきである。

これらの目的を助成するために文部省の現在の成人教育事業は活気づけ民主化され
ねばならない。

高等 教育（編注…以下略）

出典：『アメリカ事情叢書 第三輯 合衆国教育

使節団報告書』国民教育社、昭和21年5月。

昭和二二年四月一七日

〔一一一〕 政府

憲法改正草案（抄）

日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

第十条 国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障
する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の国民に
與へられる。

第十一条 この憲法が国民に保障する自由及び權利は、国民の不断的努力によつて、
これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならぬのであつて、
常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する
国民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最
大の尊重を必要とする。

第十三条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社會的身分又
は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現
にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十四条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない。

すべて選舉における投票の秘密は、これを浸してはならない。選舉人は、その選
挙に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五条 何人も、損害その他に關する救済、公務員の罷免及び法律、命令又は規則

の制定、廢止又は改正に關し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十六条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七条 思想及び良心の自由は、これを浸してはならない。

第十八条 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第十九条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。險聞は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十一条 學問の自由は、これを保障する。

第二十二条 婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十三条 法律は、すべての生活分野について、社會の福祉及び安寧並びに公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十五条 すべて国民は、勤勞の権利を有する。
賃金、就業時間その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十六条 勤勞者の團結する権利及び團體交渉その他の團體行動をする権利は、これを保障する。

第二十七条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正常な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第二十八条 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第二十九条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十一条 何人も、理由を直ちに告げられず、又は直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正常な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二条 国民が、その住居、書類及び所持品について、浸入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十条の場合を除いては、正常な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が發する各別の令状により、これを行ふ。

第三十三条 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して、審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十五条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六条 何人も、実行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(編注・中略)

第七章 財政

第八十五条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(編注…以下略)

『憲法』

昭和二十二年五月二二日

(一一一三) 連合軍総司令部の命令

日本公共事業計画原則

- 一、先づ基礎的必需品、特に食糧、衣服、燃料及住居の生産、配給を増加又は促進する事業に重点を置くべきである。
- 二、右に特筆せる生産計画を樹立するに当り、又は其の場所の選定に当り考慮を要するは、経済復興並に物資的復興に直接資する所ある斯種計画には、能ふ限り多数の失業者を有効に活用すべきことである。
- 三、出来得れば来年度の消費に充つる物資生産の計画を優先して行ふべきである。
- 四、供給不足の折柄材料及施設は最少限度を使用する計画たることに留意すべく、其の計画にて斯る材料及施設の供給の増加又は其の輸送並に配給を促進する計画が為さるべきである。
- 五、本事業は国家の生産計画全般の一環とさるべく、又生産施設並に材料の企画、管理、配置は経済安定本部の管轄たるべきである。
- 六、事業計画は日本政府の主管たるべく、当該計画の完全なる施行は各省の責任に於て行はる。

基本生産に必要な民間所有の資材が、民間事業に依り利用せられざる場合は、政府は民間所有者に適正なる補償を為して之を利用すべきである。

七、計画を起案せる各省局は、連合軍最高司令部の政策に合致せるを確むる為、総司令部の当該部門に協議すべきである。

八、事業計画に於て支払はるべき報酬は定まりたるもののある限り、世上の同種事業に於て行はるゝものと同等たるべきである。

九、事業計画に使用せらるゝ労務者は、公設職業紹介所の紹介に依るべきである。

十、一事業計画に対する雇用に際しては、如何なる失業者、雇用せられ得る者にても、金銭上の必用如何を問はず採用すべく、但し本人が適当なる賃金労働条件に於て、其の適する本来の民間業務に就業するを拒絶せざるものなることを条件とする。国

家の扶助を受け居るものにして、労働の能力を有する者に就ては、出来得る限り本事業計画に優先雇用されるべきである。 『失対二』

昭和二十二年六月二〇日

(一一一四) 政府、国会へ提出

帝国憲法改正案(抄)

- 第二十条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第二十一条 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十二条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第二十三条 法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。
- 第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育は、これを無償とする。
- 第二十五条 すべて国民は、勤労の権利を有する。
- 賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十六条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

『憲法』

昭和二十二年七月二九日

(一一一五) 連合軍最高司令部

労働諮問委員会最終報告書(抄)

第三章 占領下日本の雇用政策に関する勸告

一 長期的な目標

勸告

労働力の生産的な利用と大量失業の回避が占領軍と日本政府の長期的な方針の一つでなければならない。この目的のために次のようなことがなされるべきである。

① 将来の日本経済に対する制限が連合国によって決定されたならば、ただちに日本政府は日本の労働力を生産に利用する計画を練って提出しなければならない。その計画は、利用しうる原料と設備につり合った最大限の財貨とサービスを生産する狙いをもつものでなければならない。それは、産業、商業、接待業などから生じる労働需要に基づく計画でなければならない。また、労働人口の大きさと配分、労働市場に入る年齢と出てゆく年齢の動向、広くみとめられる労働時間、これらを考慮した上で、利用できると思われる労働供給に基づくものでなければならない。

② この計画は、以前の職業や産業から解雇された労働者が生産計画と一致する新しい仕事の中で安住できるように、カウセリング、トレーニング、ジョブ・ブライズ 職のサービスをするものでなければならない。

③ その計画は長期的な公共事業計画を含むものでなければならない。公共事業は私的雇用によって生じる変動を調整して、国民生産を最大にするために人的資源を利用するように管理されなければならない。この種の計画の中でいう公共事業とは、原料生産を増加するような仕事だけでなく、無形ではあっても国民所得に現実に貢献すると考えられるような仕事、つまり教育、衛生、福祉、リクリエーション、調査のような公共サービスをもさすものでなければならない。

④ 財貨とサービス生産が日本の労働力をすべて吸収できるほどに成長するか否かは予測することができない。もし成長できないとしても、そしてできないことが確実であるとしても、労働力供給の大きさを今よりさらに制限することによってもっとも公平な雇用の配分がなされるような方法が考えられるであろう。その方法とは、児童の就労年齢を引き上げ、退職年齢を引き下げ、既婚婦人の雇用を制限し、労働時間を、健康と福祉を十分に保護できる点まで短縮するというような方法である。しかしこのような方法で失業が防ぎ切れないことは明かである。これらは雇用を少しでも多くの家族に配分するための方法であり、また慢性的な大量失業をさけるためにだけ使用されるべきである。さらに、これらは公共事業をも含めたすべての手段が、日本の資源の許す最大限まで利用されてしまった時に初めて用いられるべきである。

第五章 労働保護法

一 児童労働および徒弟制度

労働保護立法の健全なるプログラムは児童労働者に対し特別の保護を規定しなければならない。これは、自己の利益を守ることが成人より困難であることと、児童期の教育の中断または健康の毀損は、永久に成人としての賃金取得能力を害い、また社会の完全に有効なる成員として機能する能力を害う可能性があるからである。原則的に二つのグループの問題が注意を必要とする。即ち、徒弟制度に関する問題と、雇用が許される最低年齢の制限、もしくはそのほか児童が雇用されうる条件の制限の問題である。

徒弟制度

日本の工業化は、徳川時代の終る以前すでに三世紀間にわたって存在したギルドや職能組合から発展してきた徒弟制度に多くの悪弊を發展させる結果になった。封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と徒弟の間に強い家父長的關係が存在した。前者は、徒弟に対して住居、食物、衣服および教育を、数年の厳格な監督の下に徒弟が一人前の資格をもつ職人となるまで供給してやった。

手工業制生産様式に代る工場制の發展につれて、親方と徒弟關係は、しばしば児童労働の搾取以外のなものでもないものへと發展していった。小工場では、徒弟は技能を学ぶことは滅多になく、代つて低賃金で豊富な労働力を提供することになった。一九三〇年代の限られた調査では、ある種の小規模産業労働者の重要な部分は徒弟で、その契約は通常三年から五年であり、その労働に対して直接に、殆どまたは全然賃金を渡していないことが指摘されている（ある産業では小遣い銭として月額五〇銭から一円支払われていた）。契約はしばしば、徒弟の両親への前貸金を伴い、契約の満了に際して適当な残金を受取る。

実際の技能が教えられる場合にも、雇用のタイプを考えると、徒弟期間はしばしば異常に長すぎる。仕立屋で五年、床屋で四年という数字が典型的として報告されている。

労働力を戦時生産に向け、徒弟制度が広く行きわたっていた戦前の産業を縮小させた戦時の諸条件は徒弟制度および契約労働を大幅に減少させた。しかしながらその基礎となった基本的枠組は、なお慣習上も法律上も存在し続けた。そしてその復活の可能性は、その成長を阻止する適切な処置がとられない限り、きわめて大きいといわねばならない。

徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている。民法第六二五条は、商業または工業に雇用される徒弟に関して、職業にかかわりなく一〇年の徒弟契約期間を認めている。工場法第二八条は、徒弟の教習は一定の職業に必要な知識・技能の習得の目的をもって業務に就くことを規定し、かつ地方長官に認可行為および必要なる修正行為を認めている。しかしながら、この法律の条項は、どの年も全国の工場の七〇パーセント以上がこの第二八条の制限内に入らない程度に、適用範囲が限られている。どの年をとつても、日本全国で、この法律の下で保護を受ける徒弟数は、最大約三、〇〇〇、最低は五〇〇であった。

日本が平和経済へ転換するにつれて、ふたたび、安い徒弟労働の雇い入れ傾向が現われるであろう。さらに、戦時中縮小された消費物資の生産が復活すると、豊富な技能労働者と職人を供給するための、広範な訓練計画が必要になる。したがって、職業指導のための体系的な手続に基づく、地方および中央政府の監督の下に、徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期間内に技能を授けることを保証するのに必要な措置をとる政府機関に使用者が各徒弟を登録することを本委員会は勧告する。

さらに加えて、本委員会は、ある特定の労働者を使用者が徒弟であるというまいと、工場法（または新保護立法）の全条項が全労働者に適用されることを規定すべく、現行法を改正するよう勧告する。さらに、この古い慣行が当り前となっている小工場では意に反して長い勤務に徒弟をしばりつけるということから彼らを保護するような法律が制定されるべきである。

最低年齢立法

最低年齢立法は、年少者の雇用に関するいくつかのタイプの制限を含む。この諸制限には、児童が労働を許されうる最低年齢および最低年齢以上であっても引続き特別の保護を必要とする年齢までの児童の労働時間および雇用の性質に対する種々の制限がある。

現在の六法全書に記載されている法令は、鉱山、採石業、製造業、造船業、建設、運輸、および埠頭・倉庫の荷物運搬を含む種々の職業における児童労働を保護してはいるが、しかし殆どはせいぜい標準以下である。さらに、現存の児童労働保護立法を施行すべき適切な政府および地方行政機関の欠如は、その有効性を最小ならしめている。適用は制限されている。即ち、一〇人以下の労働者を雇用する工場は（ある特定の動力設備を使用しない限り）、工場法の条項を完全に免除され、かつ農業、養蚕、漁業、銀行、郵便電信事業、看護婦、ホテルおよびレストランに雇用された年少者を保護する立法も存在しない。

一九二三年の工業労働者最低年齢法は、児童労働立法の中ではもつとも幅広い適用がみられ、殆どすべての鉱山、製造業、建設、運輸および商品取扱業務に適用される。同法は、一二歳以下の児童の雇用を禁止し、一二歳から一四歳までの児童では小学校卒業者にのみ労働を許している。使用者は一六歳以下の全労働者の名を一覧表にして届出を要求され、正当な認定を受けた職員が、同法適用下のすべての企業の土地建物を監督することができる。違反罰則は五〇〇円から一、〇〇〇円である。

工場法は一律の最低年齢条項は含まないが、児童がある時間またはある危険業務に携わることを禁じている。一六歳以下の労働者は婦人に禁止されるすべての危険業務、およびそのほかのある種の業務、すなわち主に危険または有害物の取扱に関する業務に雇用されることを禁じている。この種の特別保護は、工業労働者最低年齢法の適用されない企業に雇用される児童には適用されない。

このほかに三つの法律が特別の産業における児童の保護を規定している。鉱山の坑内労働における児童の雇用は、ある例外を設けて、一九二八年採掘された鉱業規則（鉱夫労務扶助規則の改正——訳者注）の下で禁止されている。船員法により一六歳以下の者は同法を適用されるいかなる船舶にも船員として雇用されえず、また一八歳までの者は、必要な仕事を遂行するのに必要な肉体的能力を証明する医師の証明なしには雇用されない。年少者の雇用には両親の許可が必要である。一八歳以下の荷練夫、または火夫としての雇用は一率に禁止されている。一九三三年に通過した児童虐待防止特別法は、児童の虐待ある場合もしくはそれがある場合、行商および娯楽のごときある種の職業に一四歳以下の児童を服用することを禁止する権限を県知事に与えている。

児童労働立法の改善は、付属産業への適用拡大とすでに適用済みの産業における一層高い基準の採用を必要とする。このような措置は、現在のように大量の労働過剰が存在することと、義務教育年限が近く延長されることの見通しによって、一層望ましいものとなる。

少なくとも、このような立法が現在適用されている産業においては、雇用の最低年齢制限は一二歳から一四歳まで、かつ児童が学校を卒業していない場合には一五歳まで引上げるべきである（ILO総会では一五歳の基準が具体化された）。

一八歳以下の者の労働時間は、いくつかの方法で制限されるべきである。一八歳以下の全児童に対し深夜業は禁止されるべきである。一五歳以下の児童（もしくは、経済的に可能であれば一六歳以下）に対する最長労働時間は、学校における時間を労働時間に算入して、七時間とすべきである。すでに提案されている週四八時間、一日八時間労働は、一八歳以下の児童に対する絶対的最長時間とすべきであるが、一方、成年労働者は、割

増賃金で時間外労働を許さるべきである。

本委員会は、まだ児童労働保護立法が適用されていない産業への今後の適用に伴う複雑なる問題を調査することはできなかったが、当分農業およびそのほかある種の産業には、より低い年齢制限をみとめて、適用は可能な限り広汎になされるよう勧告する。

『対目』

昭和二十二年一月三日

〔一一一六〕 日本政府公布

日本国憲法（抄）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は

改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に居住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

第二十七条 賃金、就業時間、休息その他の勤労の条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひるやうに定めらる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。 『憲法』

一九四七年三月三十一日

〔一一一〕 GHQ. "Post-War Development in Japanese Education", Law No. 25

FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION

Having established the Constitution of Japan, we have shown our resolution to contribute to the peace of the world and welfare of humanity by building a democratic and cultural state. The realization of this ideal shall depend fundamentally on the power of education. We shall esteem individual dignity and endeavor to bring up people who love truth and peace, while education which aims at the creation of culture, general and rich in individuality, shall be spread far and wide. We hereby enact this Law, in accordance with the spirit of the Constitution of Japan, with a view to clarifying the aim of education and establishing the foundation of education for new Japan.

ARTICLE I. Aim of Education. Education shall aim at the full development of personality, striving for the rearing of the people, sound in mind and body, who shall love truth and justice, esteem individual value, respect labor and have a deep sense of responsibility, and be imbued with the independent spirit, as builders of a peaceful state and society.

ARTICLE II. Educational Principle. The aim of education shall be realized on all occasions and in all places. In order to achieve the aim, we shall endeavor to contribute to the creation and development of culture by mutual esteem and

co-operation, respecting academic freedom, having a regard to actual life and cultivating a spontaneous spirit.

ARTICLE III. Equal Opportunity in Education. The people shall all be given equal opportunities of receiving education according to their ability, and they shall not be subject to educational discrimination on account of race, creed, sex, social status, economic position, or family origin. The state and local public bodies shall take measures to give financial assistance to those who have, in spite of their ability, difficulty in receiving education for economic reasons.

ARTICLE IV. Compulsory Education. The people shall be obligated to have boys and girls under their protection receive nine year's general education. No tuition fee shall be charged for compulsory education in schools established by the state and local public bodies.

ARTICLE V. Coeducation. Men and women shall esteem and co-operate with each other. Coeducation, therefore, shall be recognized in education.

ARTICLE VI. School Education. The schools prescribed by law shall be of public nature and, besides the state and local public bodies, only the juridical persons prescribed by law shall be entitled to establish such schools. Teachers of the schools prescribed by law shall be servants of the whole community. They shall be conscious of their mission and endeavor to discharge their duties. For this purpose, the status of teachers shall be respected and their fair and appropriate treatment shall be secured.

ARTICLE VII. Social Education. The state and local public bodies shall endeavor to attain the aim of education by the establishment of such institutions as libraries, museums, citizen's public halls, et cetera, by the utilization of school institutions, and by other appropriate methods.

ARTICLE VIII. Political Education. The political knowledge necessary for

intelligent citizenship shall be valued in education. The schools prescribed by law shall refrain from political education or other political activities for or against any specific political party.

ARTICLE IX. Religious Education. The attitude of religious tolerance and the position of religion in social life shall be valued in education. The schools established by the state and local public bodies shall refrain from religious education or their activities for a specified religion.

ARTICLE X. School Administration. Education shall not be subject to improper control, but it shall be directly responsible to the whole people. School administration shall, on the basis of this realization, aim at the adjustment and establishment of the various conditions required for the pursuit of the aim of education.

ARTICLE XI. Supplementary Rule. In case of necessity appropriate laws shall be enacted to carry the foregoing stipulations into effect.

Supplementary Provision

This law shall be enforced on and from the day of its promulgation. 『五十年』

昭和二年三月(日欠)

〔一一一八〕連合国軍労働諮問委員会勧告

日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告

第一章 緒言

日本には約六百の国営職業紹介所があつて、都道府県が、厚生省の監督の下に、これらを運営してゐる。本制度は一九二一年の法律に始つてゐて、この法律によつて始めて無料公営職業紹介所 (Free Public Placement Offices) に関する全国的制度の創設が認められたのである。戦時中は、他の諸国と同様に日本に於ても、職業紹介制度は戦時生産に対する人力 (Manpower) の割当と配置 (Allocation and distribution) とを統制する主要機関の一となり、職業紹介所は戦時勤労戦線組織 (War-time Labor front organization) と緊密に結び付いたのであつた。この関係は降伏後及び勤労戦線

の公式瓦解の後も数ヶ月間続いてゐたが、一九四六年の春、職業紹介制度が警察部から内務部に移管されるに至つて、この関係は大いに除去された様に思はれる。併しこの関係はある勤労者と労働供給業者との関係に於て今尚明白に見られるのである。労働供給業者は、多くの場合、巧みに仮装した勤労戦線なのである。

日本の職業紹介は、形式と機能とに於て、西洋諸国特に合衆国のそれらと極めて類似してゐる。このことは単に予期されてゐたところに過ぎない。日本の産業化が進展するに従つて、西洋流の雇用主雇人関係や雇入手続が行はれるやうになつた。特に小規模な準家庭工場間に於ては、伝統的慣習の残滓が沢山残つてはゐるけれども、雇主側も雇人側も、雇用関係の契約並に解除の自由を有する賃金雇用へ進む傾向がある。今回の戦争はこの傾向を促進した。そして、日本経済には戦後の制限があるにも拘らず、政治的自由、労働組織及び産業合理化が普及するにつれて、米国の影響の下に、半封建的世襲的慣習はどんく覆つて行き、法律面に於ても慣習の面に於ても、西洋流の雇用主雇人型が益々普遍化して行くことになるであらう。これらの型の普及は労働の移動性を増加し、その結果職業紹介の必要が増すことになる。他方、農業方面は、非常に小規模で人口過剰な家族農場が優勢を占めてゐるし、賃金雇用が極く少量であるから、農業は、人力の点に於て殆ど完全に自給自足状態に在り、農業に対する就職斡旋 (agricultural Placement services) の必要は限定されるのである。

以上の傾向を有する戦後日本に於ては、国営職業紹介制度は次の機能の実現を目的とせねばならぬ。

- 一、進駐軍の為に、日本人労働者を募集すること。
- 二、日本内の工業、商業及び公益事業の復興並に維持に要する労働者を募集し、就職せしむること。
- イ、求人者の労働需要を充足すること。
- ロ、定職なき労働者 (Casual labor) を日用 (Day-to-day employment) に動員すること。
- ハ、特別な全国的募集計画 (例へば石炭、繊維) を実施すること。
- 三、失業者を銓衡して公共事業に就職せしむること。
- 四、雇用及び失業の戦後の地理的、産業的、職業的類型に関する労働市場分析、並にこれに基づく労働供給の利用計画への参画。
- 五、日本労働市場の要求に基いた職業補導計画の展開。
- 六、特別な注意を必要とする特殊階級 (新規学卒者、身体的不具者の如き) に対する相談並に就職斡旋の展開。

七、労務供給業者 (Labor bosses) その他非経済的旧式募集形式を必要とする事情並にこれが使用を排除するに必要な準備を整備すること。

この外、後日失業補償 (Unemployment compensation) の成案の如きものが発展すれば、職業紹介所はその行政の中心的役割を果たすやうにならねばならぬ。

以上に述べた如き目的を念頭に置いて、本委員会の各委員は、各段階の職業紹介制度、即ち厚生省、都道府県庁及び勤労署の業務を調査した。全部で八都道府県庁及び一五勤労署を視察して、その業務を詳細に調査した。この視察には、六都市と二、三の小都市とが包含されてゐる。視察した勤労署中には、日雇労務と一般労務とを取扱つてゐる最大のもの、小さいものがあつた。更に各種の統計はこれを集め、分析し、各種の様式、手続及び地図はこれを研究したのである。

勤労署が極度に困難な事情の下に運営されてゐることを念頭に置いておかねばならぬ。その建物の多くは破壊され、或るものは甚だしく損害を被つてゐる。数百万の人々は、事実上、家を無くして居り、労務給源をなす大部分の人は、交通機関が超満員のため通勤が困難な処、不確実な通信で通信の不便な処に散在してゐるのである。戦争の余波とインフレーションとは生産、賃金、物価を破壊して仕舞ひ、かくして復職を不利に陥れてゐる。かゝる悪条件下に於ても、勤労署が立派比較的有效な就職斡旋を行つてゐるのには、本委員会は驚嘆したのである。

この視察を行ふに際して本委員会の各委員は、合衆国に於ける職業紹介事業に関する広汎な経験を背景に持つていたのであるが、日本職業紹介制度の再建に、米國職業紹介制度の生写しをやらうと云ふ目的は持つてゐなかつた。そしてこれとは反対に、現在及び近い将来に於ける日本経済に社会と云ふ枠の中に在つて、日本職業紹介制度が今日より更に有効且つ有用になるが如き方法があればこれを暗示したいと云ふ考でこの問題に接近して行つたのである。又我々が持つてゐる米國に於ける経験から、職業紹介業務並に行政に関する立派な基本的原理を蒸溜して、この原理を日本に適用しやうと試みた。所が、委員達の日本に関する観察は、時間と空間とに於て限られてゐたから、次に述べる報告は青写真ではなく、研究の方向を示すものと考ふべきであつて、これを遂行して成功を収めるには、厚生省は、総司令部の指導と援助とを得て、絶えず努力する必要があると思ふ。

今後の数ヶ月は、実に日本職業紹介制度に対して一の挑戦と機会とを与ふるものである。日本経済の再調整のためには、労務供給の大規模な再配置を必要とし、この事業が本制度の全方法を検査することになるであらう。これと同時に、流動性と変化とに富む一般的气候 (General climate) は出現しつゝある経済及び社会に最も適当した

職業紹介事業の基礎設置に際して、大胆なる刷新を誘致するであらう。これは他の諸國の経験の模倣では到底なしとげられるものではない。これがためには、日本労働市場に関する理解、特異性ある日本の精力と頼母しさとの実行、そして就中、日本の現状に対する恒常的な再評価と順応とを必要とする確信する。

第二章 政 策 (編注：以下項目のみあげる)

行政政策—業務政策

第三章 組 織

概況—本省—本省に対する勤告—都道府県庁の組織—都道府県庁に対する勤告—勤労署の組織—勤労署に対する勤告—日雇勤労署の組織—日雇勤労署に対する勤告—財政—財政に対する勤告—人事—人事に対する勤告—連絡委員—連絡委員に対する勤告

第四章 勤労署の業務

第一節 勤労署の位置と構内の使用法

位置—構え及び構内—勤告

第二節 一般勤労署の受付及び求職申込手続

手続—登録—分類—勤告

第三節 一般勤労署の雇用主関係及び求人開拓手続

雇用主関係—求人申込—勤告

第四節 一般勤労署の就職手続

銓衡—紹介—勤告

第五節 募 集

求職者の不足—募集方法—交換—移住者—勤告

第六節 特別事務

新規学校卒業業者に対する事務—身体障害者に対する事務

勤告

一、適職を発見し難い労務者、特に重要な作業経験を有しない労務者にも、学校新規卒業業者に用意したと同じ相談サービスを利用出来るようにせねばならぬ。かゝるサービスは雇用関係に変動の多い経済界の大変動期には特に重要である。

二、厚生省は雇用主及び労働団体と協力して、身体欠陥を有する人々の相談並に就職計画を創めねばならぬ。この計画の一部として次のことを入れる必要がある。一、各種の不具労務者も、その不具が満足な作業をするのに何ら障碍とならない

種類の職場に対しては、個々に適合性があることを認識せしむるよう雇用主を教育せねばならぬ。

口、雇用主と接する勤労者職員には、各種の欠陥を有する労務者にも満足に遂行しうる職場を探し出し、これによって欠陥者を雇用するように雇用主を説得しうるように訓練を与ふべきである。この目的のためには、適当な職場が見付つたときに直ちに紹介することが出来るよう、勤労者に詳細な求職票をとつておかねばならぬ。

ハ、職場と労務者とを相互に調整しうるように、雇用主も求職者も特別の相談を受ける必要がある。

ニ、欠陥を有する求職者の自尊心を傷付けたり、彼を慈善の対象として取扱つたりしないように注意せねばならぬ。雇用主側の事務的態度、求職者側の労務者らしき態度こそ奨励すべきである。

ホ、厚生省はこの計画の進歩を系統正しく調査し、その結果を分析し、報告のあつた成功した経験は、各種の欠陥を有する人々に適した仕事の種類別に分類し、これを各勤労者にも利用しうるようにすべきである。

第七節 日雇勤労者（編注…以下項目のみ）

手続—銓衡—日雇の常用化—進駐軍—勤告

第五章 職業紹介報告

報告の目的—報告の種類—勤告

附 録

一、統計報告

(一) 勤労者が蒐集すべき統計

(二) 勤労者が報告すべき統計

(三) 厚生省に提出すべき報告

二、労働市場報告制度の梗概

三、経過報告

（編注…厚生省勤労局企画課長による「序」には、「諮問委員会の面々が本年二月我が国に來朝し、爾來數ヶ月…視察し…調査し…報告書が提出せられたのである。」として、「この意見書は本年七月日本政府に交付せられた」としている。）

（出典…厚生省職業安定局発行の同名の書）

昭和二年一月二二日

〔一一一九〕連合国軍総司令部経済科学局労働課人力班長ヘプラー氏声明

職業安定法国会通過に際しての声明

昭和二年十一月二十日は、日本の歴史上画期的な日である。というのは、この日に職業安定法が国会を通過したからである。このことは人目を驚かせるようなまた、前から騒ぎたてられた事件ではないが、しかし矢張り一国家の運命を形作つて行く上に非常に重要な意義を持つものである。このことは、職業安定法が強力な行政並びに実施によって生かされて始めて言えるものであることは勿論である。

（編注…中略）

職業安定法の第一の、そして最も重要な条項は、無料公共職業安定所について規定している。（編注…中略）

この法律の第二の重要な特色としては、職業補導に関するものである。この法律は政府に、学校外の職業補導計画に補助金を与え、また技術的援助を与える権限を認めている。都道府県には職業補導計画に関する指導が与えられ、また、予算の一部が補助される。すなわち、一定の国家的基準に適合している場合には、都道府県当局の申請に基づき、労働大臣は職業補導所の設置、補導教程の提案及び指導員の訓練、施設の確保並びに他の必要な事項に関し、費用を補助しまた技術的援助を与える。日本はこの計画の実施に関して、それが公共職業安定所を通じて行われる点に於て他の若干の国より優れている。かくして公共職業安定所は、職業補導を、労働市場の要求と或る個人が新しい又は従来とは別の技能を習得して始めて就職できるというような場合にその者の要求とに直接結合させることができるのである。

この法律の第三の主要点は、非民主的な、古来から存在する募集方法の禁止または制限について。規定していることである。

（編注…以下略）

『安定』

昭和二四年一月二八日

〔一一二〇〕連合軍総司令部経済科学局

労務協議会雇用部会の結論

雇用保険部会は、左のような態度を正しいものと考え、またそれに対応する具体的提案について意見の一致をみた。

昨年未発表された「経済安定九原則」は日本経済復興のための基本的準則であるから、労資双方ともその完全なる実現に向つて努力しなければならないことはいうまでもないが、特にこれに対する労働組合の理解と積極的な協力なくしては右の原則の運営は困難である。またこの原則が如何なる形で実施されるかは慎重に検討を要するものがあり、単に個別の施策が分散的に採り上げられるようなことなく、むしろ国家政策全体に対する検討とそれに応ずる施策が講ぜられることが根幹的に重要なことである。だから、九原則の実施がただちに大量的な失業者を一挙に生ずるものと最初からきめてかかることは正しくないので、むしろわれわれとしては、失業者の発生を防止するために万全の措置を講ずることに努力を注ぐべきである。しかしながら現に大量の失業者が存在しており、また日整理等によつて失業者は日に発生しつつあるのだから、これに対する根本的対策については万全の準備をしておかなければならない。また個別の経営者がたとえ失業者を出さぬよう努力したとしても、なお世界貿易に連なる日本産業の大きな構造上の変動からみて、たとえ一時的ではあつても失業者の発生は避けられないものと考えよ。

このような立場に立つて、第三部会はつぎのような諸点の急速な実現が望ましいと考へる。

一、経営の合理化によつて生ずる失業者を、工場間の労働者の配置転換によつて避けようとすることは、差し当り著しく困難であるが、その最大の阻止の原因は労働者の住宅不足、その建設費の昂騰である。しかしながら配置転換へ向つての努力は労資双方が共同で負わなければならない責任であるから、労働者住宅問題の早急解決が望ましい。

い。長期低利資金の供給または健康保険、失業保険等の積立金の利用を図ることが適当である。

二、つぎに、現行の失業保険制度を改善し、給付率の引上げ、最高賃金の制限の解除、保険料率の引下げ、適用範囲（例えば日雇労働者）の拡張などにより眠れる保険積立金が労働者の緊急の福利のために活用されることが望ましい。

三、これとやらんで失業者が増加した場合には、公共事業の一大拡充によつてこれを吸収しなければならぬが、従来の公共事業施行の場所的食ひ違い等が充分反省されなければならず、かつ財政均衡という九原則の精神と矛盾しないように財源の獲得に努力が払われなければならない。

とりわけ、電源開発や新しい産業、道路の建設等、生産的意味の濃厚な公共事業が選択されるべきである。

四、これとやらんで職業安定機関の整備、その窓口業務の改善と民主化、職業補導事業の積極化——例えば巡回補導班のごとき——とともに、広く全国的な視野の下に、業種別の需給調整に向つて職業安定所の機構が統一化されなければならない。

五、さらに、各種の失業救済策を含めて生活保障制度の実現は財政的困難はあるが、理想とすべきである。退職手当、家族手当、退職金等の在来の制度も漸次生活保障制度の中に合理的に統合されていくことが望ましい。

六、また解雇がいったん不可避となつた場合には、解雇の標準や、また解雇者の優先雇用の条件の決定については労働組合の意見を充分考慮した上で経営者側が合理的に決定しなければならない。

なお、将来の輸出産業における雇用を増大するために技術者の海外渡航の許可および海運労働者の雇用増大のために外国船舶のチャーターおよび日本人船員の乗組みの許可等について、関係当局の援助が望ましいという意見、また、失業対策の合理化のための前提として、労務の需給関係を調査測定するために各調査機関を動員した全国的組織の活動が望ましいという意見が経営者側から述べられた。

以上の点とやらんで、当面著しく不足している技能者の積極的養成に努力すること、日本産業復興の鍵であるから、これがためにはまず技能者の獲得と養成に努力すること。また技能者が安定した生活ができるような条件を経営体は準備すべきである。

この技能者の養成については、第一次的には経営体が責任をもつてその衝に当らなければならぬが、同時に国家は、この経営体の計画を全国的規模において調査し、かつ援助しなければならぬ。また賃金制度は技能者が充分輩出できる能率をあげ得るような形のものに改善していかなければならないし、職階級や定員制の確定、また過剩人員の有無の判定のごときも、右のような技能労働力を根幹とする職場の労働力組織が確定した場合のみはじめて可能となるのである。

『行政二』

昭和24年4月頃

〔1-21〕連合軍総司令部経済科学局

労働課便覧 (Labor Division Manual) 「第I部 政策と手続き」

目次

001-049	本便覧の構成と目的
001-009	目次
010-019	便覧の目的と範囲
023-029	便覧の構成 (説明的)
030-039	便覧の使用と管理
050-099	基本指令と方針声明
050-059	基本指令
060-069	極東委員会の政策決定
080-089	GHQ、SCAPの指令
090-099	労働に関する技術文書・参考文献リスト
100-129	労働区分、経済科学局、組織および機能
100-104	経済科学局の責任
105-109	経済科学局労働課の責任
110-119	経済科学局労働課の組織 (組織図および各支部の機能説明書)
125-129	日本の政府機関の調整と監視
200-299	労働団体および使用者団体
200-209	一般目的
210-219	団結権
220-229	地方組合の構造と機能
230-239	全国組合および組合連合
240-249	企業別組合
250-259	共産主義の支配
260-269	使用者団体
280-299	歴史的背景と参考資料
300-399	労働関係および労働争議
300-309	一般目的
310-319	健全な団体交渉の奨励
320-329	調停・仲裁機関の開発と活用

330-339 より適切な契約の開発

340-349 苦情処理機関

350-359 経営-労働委員会

370-379 作業停止の禁止

380-399 歴史的背景と参考資料

400-499

労働力と雇用

400-409 全般的な目標

400 労働力プログラムの全般的な目標は：

410-419 非民主的な採用慣行の除去

411 背景： 占領以前には、日本の雇用主や人材斡旋業者によって、直接的または間接的に、労働者の意思に反して仕事を拘束する効果をもたらすようなさまざまな工夫がなされていた。民主主義に不可欠な自由とは明らかに相容れないこのような慣行の顕著な例を次の4つの段落に引用する。

411.01 奴隷労働： かつての炭鉱では、破産した農民労働者や外国人労働者その他経済的必要性から衰えた層がこの危険で過酷な労働に賄われた。戦時中は、中国人、台湾人、朝鮮人、捕虜の労働力が事実上の奴隷として使われた。1946年秋、北海道で3000人以上の労働者が鉄格子の窓と施錠された扉のある寮で発見され、軍政部、CIC、県庁職員が連携して釈放したように、過去2年間でさえも強制労働徴用の事件は石炭鉱山で時折起こった。

411.02 繊維産業における束縛： 繊維産業における伝統的な傾向は、大企業の周旋人が借金を抱えた両親との契約を通して遠隔地から若い農家の娘を集め、周旋人が家族に貸した借金を完済するまで4～5年間束縛し続けることであった。これら数年は少女たちの生活のあらゆる面が工場によって管理された。--少女たちは付き添い付きのグループで外出を除き工場構内から離れることは許されることが多かった。そのため、少女たちが他により有利な雇用を求めることは不

可能であった。

411.03 労働ボス制度： 日本の労働力の大部分は、ボスが自分の管理下にある労働者の

役務を請け負い、その役務の対価としてその労働力を必要とする企業から一時金または歩合を受け取るという労働ボスの管理下にあった。さらに、ボスは労働者の賃金の大部分を自分の取り分としていた。このようなボスはしばしば労働者の福祉に責任を負うが、同時に労働者の生活の多くの面を支配した。例えば、労働者は他に職を求めるとも労働組合に加入する自由もなかった。

労働ボス制度は以下の産業で特に顕著であった：ほとんどすべての労働力がボスによって供給されていた建設業や港湾荷役業；各工場の労働力全体の5～25%を契約労働者が占めていた製造業や鉱山；そして家事使用人の供給などである。

戦時中、これらのボスは戦時「労働前線」または愛国的労働組織のリーダーであり、戦時中の産業への労働力投入を奨励し強制した。占領当初、労働ボスは進駐軍への労働力供給に利用された。労働ボスが、ギャンブル、悪徳商法、闇取引などのさまざまな不正行為と結びついていることを示す証拠もかなりある。

411.04 労働募集における警察力の利用： 戦時中、すべての公共職業紹介所は内務省管轄の国家警察の片腕として運営され、労働力を軍需産業や軍務に強制的に投入するために利用された。

412 現在までの成果： 問題のあらゆる側面に影響する一定の措置がとられた。非自発的徴用工は、新日本国憲法第 18 条および労働基準法第 5 条により違法となった。職業安定法。民主主義の概念に基づき、無料で求人・職業紹介を行う公共職業安定所の制度が確立された。(詳細は目的 2 を参照)。

412.01 奴隷労働： 戦争終結後まもなく、すべての政治犯その他の囚人を直ちに釈放するよう指示した 1945 年 10 月 4 日の SCAPIN* 第 93 号に従って、すべての奴隷労働者が釈放された。かつて鉱山で働いていた外国人労働者集団は送還された。

* SCAPIN: SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers) Index Number

412.02 繊維産業における束縛： 繊維産業における束縛をなくすために必要なすべての法律は国会で成立している。

労働基準法は、2 人の人間が第三者の役務を請け負うこと (少女の両親が彼女の役務を請け負う契約を結ぶこと)、求人斡旋業者が賃金を前払いすること、労働者やその家族に金銭を貸し付けること、本人の意思に反して職場に留まるよう強制することを違法としている。1 年以上の契約は違法であり、そのような短い契約であっても破棄されることがある。少女たちは自由に工場敷地から出ることができる。職業安定法は、求人斡旋業者を管理し、雇用の自由な選択を提供する手段を規定している。

このような法律があるにもかかわらず、法律が新しいこと、国や地方自治体の役人による管理が不十分であること、多くの日本人が新しい権利について意識していないことなどから、いまだに多くの虐待が存在している。

412.03 労働ボス制度： 戦時中、労働戦線や愛国的労働団体に参加していた労働ボスの影響力を排除するため、1945 年 9 月 2 日以前の大日本産業報国会 (大日本産業愛国会)、大日本労務報国会 (大日本労働愛国会) およびその都道府県連合会、地方連合会、全国連合会 (大日本報国会の地方支部を含む) の役員または有力な構成員は労働関係団体の役員または有力な構成員としてのいかなる役職にも就くことを排除すべきであるという趣旨の指示が、1946 年 11 月 20 日に GHQ 参謀本部 SCAP 次長から日本政府に対して出された。労働関係団体とは、労働組合、福祉団体または共済団体、労働者奉仕団体または商品供給団体、労働者の募集または供給、労働者の直接監督に従事する団体であると後に定義された。この指令の一部は日本政府によって実施され、所定の団体の元役員一人ひとりに「肅清」文書を送り、労働関係団体のボストに就く資格がないことを通告した。／

指令の別の部分は、「1945 年 9 月 2 日以前に、自由な労働者組織を妨害するような形で設立された政府機関や民間団体と責任ある立場で直接関係し、その立場で労働組合の組織や活動の妨害や弾圧に関与したすべての者は、日本政府、すべての都道府県・市町村、またはその下部組織や機関の労働行政に携わる職から異動させるか排除する」と述べている。指令のこの部分は、元警察官や元超国家主義者を、地方、都道府県、国のあらゆる労働機関の雇用から排除する

ことを目的としていた。／
上記の2つの段落は、労働問題から戦時中の労働ボスと超国家主義者の影響を排除することを扱っている。さらに、現在および将来の労働ボスを排除する措置を講じる必要があった。これが、労働供給事業を違法とする職業安定法第44条の趣旨である。この部分は、1947年12月29日付職業安定法労働省令第12号第4条によって実施され、労働供給事業とは何かを定義し、1948年3月1日を施行日としている。この日以降、違法な労働者供給事業の約25%が停止されたか、法律に適合するように再編成されたと推定される。職業安定所職員と労働基準監督官は、精力的な取組みプログラムを開始した。

1つとする。労働供給事業の完全撤廃は、労働ボス制度が構築される基盤全体を破壊することになる。
413.04 労働募集における警察力の利用： この件に関しての必要な措置はすでに取られており、残る問題は調査の問題である。

414 調査のための提言：

414.01 奴隷労働： 調査は、特に以下に関して重労働で困難な作業を必要とする鉱山やその他の産業で推奨される。

412.04 労働募集における警察力の利用： 1946年11月20日にGHQ、SCAPの参謀本部

次長から日本政府に対し、「警察在職中に工場検査のみに従事していた者を除くすべての警察隊員または元隊員は、労働行政、調停者、仲裁者、仲裁者として雇用される資格がないと宣言する」との口頭指示が出された。／

囚人労働者が使用される場合、使用者はどのような労働力の使用に対し、政府に実勢賃金を支払うべきである。／
鉱山や工場におけるすべての労働者は、次のような自由をもつべきである： 自分の意志で仕事を離れること、組合に加入すること、余暇時間に自由に職場を離れること。

職業紹介事業をかつての警察との関係から完全に切り離すため、雇用局は内務省から厚生省に移管され、1947年4月3日に移管が完了した。労働省が発足した9月1日、この局は労働省に移管された。旧体制との決別を図るため、職業紹介所の名称も変更された。このように行政管理が完全に崩れているにもかかわらず、労働当局が本来担当すべき職務を警察職員が行う事例が依然として発生している。

414.02 繊維産業における束縛： 繊維工場がある県では、次のような調査方法が効果的であろう：

いくつかの工場を訪れ、監督者が同席していない状態で若い少女数人と話し、彼女たちがなぜそこで働いているのか、どのように採用されたのか、契約は存在するのか、外出は許可されているのかを確認する。
都道府県の職業安定所職員や地元の公共職業安定所職員を訪問し、採用慣行について適切な調査を行っているか、地元の労働者の採用をどの程度手配しようとしているかを確認する。／

413 現在のプログラムと目標期日

413.01 奴隷労働： 特別プログラムは現在進行中ではなく、必要な措置が完了した現在も予定されていない。

413.02 繊維産業における束縛： 政府は、繊維産業に対し、遠方に進出する前に、さらにはより近い地域を最初に活用する前に、地元の労働力を採用するために真の努力をすることを要求するという政策の実行を迫られている。

413.03 労働ボス： 1948年と1949年の残りの期間中、国、都道府県、地方の公共職

業安定部門は、職業安定法省令第12号第4条の適切な実施を最も重要な機能の

調査の結果、必要な措置がとられていないことが判明した場合は、都道府県当

局に是正措置をとるよう促すとともに、GHQ、SCAPに報告書を提出し、国も独自のルートで是正措置をとるようすべきである。

414.03 労働ボス： 軍政部 (MG) による労働ボスの活動を調査するための望ましい概要は、1948年3月5日付のGHQ、SCAP、A.G.004.06 (5 Mar 48) ESS/LAの書簡、件名「職業安定法と労働ボス」、および第8軍の作戦指令に含まれている。

420-429 効率的な公共職業紹介制度の開発

421 背景： 国民が自由に雇用を選択できるすべての先進民主主義国家では、この自由の行使を促進するために無料の公共職業紹介制度が必要であると考えられてきた。日本においても、人々の意思に反する就職や残留を強いる非民主的な雇用慣行 (第1目標で述べた) に代わる適切な選択肢を提供することが不可欠であった。さらに、公共職業紹介は以下の目的のために必要であった：／日本の重要な産業、商業、サービスの復興と維持のために必要な有能な労働力を募集し、配置すること。／進駐軍のために労働力を確保すること。／公共事業に従事する失業者を選抜し配置すること。／労働力の配分と利用を計画するため、労働力の需要と供給の地理的、産業的、職業的パターンに関する情報を提供すること。／新規卒業者や身体障害者など特殊な労働者に対する指導・斡旋サービスを開発すること。／効果的な失業保険制度を運営すること。／どのような種類の職業訓練が必要であるかを判断し、訓練を受けるのに適した志願者を選ぶこと。

422 これまでの成果： 占領当初、既存の職業紹介所は内務省警保局 (目的1参照) の管理から厚生省労働局に移管された。1947年4月の省令で、「勤労所」から「公共職業安定所」に名称が変更され、同時に労働者と使用者のための無料の公共サービスという新しい概念が正式に導入された。／1947年11月に国会で可決され、1947年12月1日に発効された新しい法律である職業安定法は、労働省の基準や指令に従って都道府県知事が管理する全国的

な紹介ネットワークに確固たる法的根拠を与えた。この法律を施行する条例は1947年12月27日に公布され、1947年12月1日に遡って発効された。

新たな制度を効果的に運営するため、職業安定局の人員を大幅に増員し、業務に見合った予算を確保した。／行政は多少改善されたが、まだ貧弱である。／その他の重要な進展は以下のとおり：／炭鉱、繊維工場、その他経済回復の基礎となる産業の採用活動の完了。／進駐軍やその他の日雇い労働者の労働ボスの募集に代わる非正規労働者紹介所の設立。最近、募集を除くこれら簡易労働者紹介所のすべての機能が特別調査委員会に移管され、募集活動は最寄りの公共職業安定所の管轄となった。／労働市場分析プログラムが開始され、労働市場地域を定め、その地域内の労働需給状況を把握している。／青少年や障害者のための職業指導・紹介サービスが開始された。公共職業安定所は失業補償プログラムの運営を開始した (段落 440 を参照)。

423 プログラム： 公共職業安定所のサービス改善においては大幅な進歩が見られたが、国民に提供できる、また提供すべきサービスの全容を実現する上では、まだ端緒にすぎたばかりである。以下は、改善が必要なプログラムの基本的な段階である：

423.01 職業安定法の主な目的は、労働者を適切な職業に紹介し有能な労働者を日本の産業界に供給するために、自主的、自由かつ効果的な公共職業安定所を設置することである。日本の公共職業紹介の歴史は、民主主義における効率的な紹介機能のための背景を提供していない。特に、労働力の強制動員のための紹介の戦時利用は、そのサービスを抜本的に変えることが急務となっている。まず第一に、これらの事業所の職員が、自らを国民に奉仕する機関の職員とみなすようその態度を改めなければならない。

423.02 職業安定所の具体的な業務に関しては、かなりの強化と拡大が必要な事項がいくつかある。職業安定所のプログラムの一部には、求職者が面接を受け紹介され雇用主から提出された適切な求人に配置されるという職業紹介プロセスがある。このプロセスには以下が必要である：／

職業分類に従って求人票と求職者を分類し、フリーリソングする適切なシステム。職業安定所は、職業安定局からこの件に関する指示を受けており、求人票と求職者カードの両方をフリーリソングする職業分類の標準コードを設定している。／

事務所に来る求職者の受理、面接、紹介を効率的に行う方法。／
職業安定所の職員が管轄地域の雇用主を訪問し同所のサービスを知らせてもらい同所への仕事の発注を高める雇用主との連携プログラムの開発。

423.03 労働市場に参入する若年者、引揚者、その他現在需要のある技能を持たない者、障害者については、職業安定所における特別な職業指導と選択的職業紹介手続きが必要である。かつての職業紹介は個人へのサービスではなく、むしろ軍需産業のニーズを満たすことに重点が置かれてきたため、これらの取り組みは特に弱かった。

423.04 職業紹介とは異なる組織形態を持つ雇用安定プログラムの段階は、職業訓練である。このプログラムでは都道府県がインシテラチブを取り、できるだけ地元で資金を調達し訓練センターを監督することが奨励される。国は、必要に応じて職業訓練に補助金を出し、監督と技術支援を行う。職業訓練プログラムにおいて注意を要する重要な事項は、提供されるコースが、現在および将来にわたって需要のある技能を提供するものであることを保証すること、職業安定所による面接を通じて、訓練センターに入所する訓練生を慎重に選抜することである。地方自治体は、職業訓練プログラムにおいて最大限のインシテラチブを取るように奨励されるべきである。

423.05 職業安定所は、雇用保険法に基づき受給資格のある労働者に失業保険給付を行う。県内のすべての労働者が同法に基づく権利を理解し、職業安定所が受給資格判定のために全国統一の基準を適用していることを徹底するため、注意が必要である。

423.06 上記すべてのプログラムは、労働需給、雇用動向、労働条件など地域や産業の労働市場の状況に関する情報を利用する必要がある。

423.07 求職者と使用者の双方の利益が十分に考慮され、真の職業選択の自由が保障されるよう、職業安定法の行政規範には、国と都道府県の双方に対する重要な責務が含まれている。全体的な方針と手続きは労働省が定める。しかし、この制度は各都道府県の知事によって実施・運営される。

都道府県知事は、労働省が定めた基準を最低限踏まえながら、各都道府県独自の要件に基づき、産業界と労働者の双方にとって価値のある全国的に調整された地域間職業紹介事業によって補完された、強力な雇用安定事業を構築することができる。すべての知事は、この事業の重要性を認識し、その役割を十分に理解すべきである。知事は、都道府県民によって選ばれ、都道府県民に責任を負っているのであり、職業安定事業を都道府県民に奉仕する機会として認識すべきである。同時に、知事は労働省が定めた国の方針に従ってこの事業を実施するにあたり、日本全体の福祉に対する責任を認識しなければならない。

423.08 職業安定事業の根本的な弱点は、特に都道府県庁や地方事務所において、適格で、訓練を受け、適切に監督された職員が不足していることである。人事を改善するためには、「秘書官」の等級に任用または昇格されるために長い官職経験が必要であるなど、過去の恣意的な要件のいくつかを撤廃しなければならない。第1段落で言及した人事条例は、特定の職務に必要な学歴と経験に合わせた任用の基礎を規定している。また、職業安定制度内からの昇進についても規定している。日本では、女性職員に男性と同等の昇進の機会が与えられるよう、特に強調する必要がある。

423.09 職業安定所の効果的な運営には、近代的な職員研修制度も不可欠である。各都道府県と各地方事務所には、事務所内の職員研修の計画を提供する職員研修担当者を任命するよう指示されている。実際の研修は、主にこれらの事務所のライオン職員によって実施される。特に3段階の研修に重点が置かれている：

- a. 新入職員や異なった役割に昇進した職員のオリエンション
- b. 部下を監督する最善の方法に関する監督職員の研修
- c. 本事業の特定段階における技術研修

423.10 監督機能は、職業安定制度では特に弱い。かつては、都道府県や地方事務所を適切に管理・監督するための正規のルートは存在しなかった。職業安定局

は、近代的な監督方法を開始し、すべての都道府県で効果的な監督を行おうとしている。この監督は、まず国の監督官が定期的に都道府県事務所を訪れ、法律の遵守状況をチェックし指導することから始まる。同様に重要なのは、都道府県による地方事務所の監督である。最近、各都道府県は地方事務所を定期的に訪問し、その運営を評価・指導したり方法を改善したりすることを唯一の任務とする監督官を1人から3人まで任命している。日本人はこの種の監督をほとんど経験したことがないため、可能な限りの鼓舞と援助を与えることが不可欠である。

424 調査に関する提言： GHQ、SCAPから第8軍司令官への雇用保障プログラムに関する司令書簡 (AG 230.7(1948年8月30日)BSS/LAB) は、調査に関する以下の提言について発行された。

424.01 職業安定事業の実施にあたっては、都道府県知事の支援が重要である。

424.02 都道府県におけるその他の重要な要員は、労働部または経済部の課長、都道府県庁の職業安定課の課長とその下の係長、および都道府県内の大規模職業安定所の管理者である。調査の手順としては、職業安定課の組織図をチェックし、論理的で明確な機能分担がなされているか、失業保険や職業訓練などのプログラムと基本的な職業紹介プログラムとの適切な調整がなされているか、地方職業安定所に向いて監督視察を行うことのみを職務とする監督職員がいるか、監督視察の報告書や業務上の弱点を是正するための措置が講じられているかを確認することなどが挙げられる。

424.03 更なる調査措置としては、職業安定課と職業安定所の主要職員の能力を評価し職業安定制度の役職への任用要件と任用方法をチェックすること、適格な人材が地方から都道府県庁へ、またその両方から国へ昇格しているかどうかを調べ、三等官職の任用資格が年齢、学歴、官職経験について厳しすぎないかどうかを確認すること、女性に三等官職および二級官職への昇進の平等な機会が与えられているかどうかを調べること、都道府県職業安定課に職員研修の監督者がいるかどうかをチェックすること、都道府県庁および地方事務所の職員の新任および現職研修に関するこの監督者の計画を点検すること、監督職員の研

修とその職員による部下の日常業務研修に十分な重点が置かれているかどうかを確認すること、監督職員の有効性を評価するために時々研修会議に参加すること、などが考えられる。

430-499 職業形態に適した日本人労働力の調達

431 背景： 占領開始以来、日本政府は GHQ、SCAPにより占領目的に必要なすべての労働力を供給するよう求められてきた。この要請に基づき、日本政府は1945年10月16日付厚生省令第41号を公布し、都道府県に対して必要な労働力を供給するよう指示するとともに、この目的のために労働力を徴用する必要がある場合にはその権限を都道府県に与えた。／

しかし、このような徴用労働力の使用は、民主主義に不可欠な自由にも占領軍の長期的目標にも合致しないため、武力を行使せずに占領軍に必要な労働者を確保できるプログラムを開発する必要があった。この目的を達成するためには、2つのプログラムが必要とされた：

- a. 他の一般的な産業や日本の公務員と同様の賃金率と労働条件を確立する
- b. この労働者を採用するルートを確立する

432 これまでの成果：

432.1 賃金： 1945年9月15日、日本政府は労働命令第950号を発し、すべての都道府県に対し、進駐軍労働者の賃金を現地で確立された賃金と労働者の過去の収入に基づいて決定するよう、進駐軍のために働く請負業者の従業員には請負業者から賃金が支払われるよう指示した。この命令は、進駐軍の労働者にも他の労働者と同等の賃金を支払うという原則を確立する第一歩となった。しかし、この命令には上限が定められていなかったため、進駐軍のプロジェクトに従事する請負業者はこの抜け穴を利用して、従業員に対して法外な料金を日本政府に請求した。これを是正するため、1947年9月12日にSCAPIN 1775が發布された。この命令は、請負業者が労働者に支払われた金額以上の賃金を政府に請求することを禁じている。この目的のために政府に請求された金額の一部しか労働者に支払わないという一般的な習慣を考慮すると、必要な規制であった。このSCAPINにはまた、SCAPの見直しの対象となる方法に従って日本政府が決定

する実勢賃金に基づき、進駐軍労働者の賃金上限を設定する項目も含まれている。／

1947年11月21日、内閣は、政府が公務員の要求を満たすための措置を講じる場合、技術的には公務員でもある進駐軍の事務・技術労働者にも同じ措置を同時に適用することを決定した。この措置によって、これまで政府職員よりずっと後に、しかも別個の交渉手続きの結果として賃上げを受けていた進駐軍労働者の不満の多くが解消された。／

進駐軍の常用技能労働者については、日本政府が公表する公式の実勢賃金に基づく別の給与体系がある。4月1日付で日本政府は、進駐軍労働者のための「日雇い労働者」の区分を廃止した。／

1948年8月以降、英語またはその他の外国語を業務で使用する必要があり、そのような外国語を使用する能力がある進駐軍の労働者には、言語別割増手当が支払われている。これにより、これらの労働者の賃金は、複数の言語を話さなければならぬ従業員に企業が与える賃金と同等になる。

432.2 採用のルート： 国家レベルでは、特別調達委員会が占領軍への労働力供給の責任を負っている。各都道府県の知事直属の機関が、これらの労働者の雇用主としての責任を委任されている。この機関は、すべての進駐軍労働者の採用、賃金、昇進、労働条件、配給、労働組合との団体交渉、管理記録に関するすべての問題を担当する。職業安定課が多数の労働者の雇用主となることは望ましくないと考えられているため、これまでこの責任を負っていた都道府県職業安定課とは別の機関となる。

地方レベルでは、進駐軍の労働者は、進駐軍が集中しているほとんどの地域にある日雇労働事務所を通じて供給されている。これらの事務所の管理は、労働省から特別調達委員会に移管され、これらの事務所が進駐軍労働者の雇用主としての機能を果たすようになっていく。職業安定所は、他の雇用主と同じように、特別調達委員会機関のために募集を行う。

433 プログラムと目標期日：

433.1 賃金と労働条件： 日本政府は、熟練の進駐軍労働者の賃金を迅速に調整できるように、実勢賃金に関するデータを頻繁に公表するように奨励されている。

433.2 採用のルート： 進駐軍労働者の責任を中央連絡事務所と労働省から特別調達委員会へ移すことは、1948年4月1日に完了した。／

進駐軍の労働者は日本政府の被用者であるため、国家公務員法が施行され次第、人事院によってその雇用規定が定められることになる。

434 調査に関する提言

434.1 賃金と労働条件： 進駐軍労働者の賃金率が、民間産業や政府公務員における同じ分類の一般的な賃金と乖離していることが判明した場合は、調査のために責任のある都道府県職員に注意を喚起すべきである。特殊なケースは、ルールを通じて提出する必要がある。

434.2 採用のルート： 都道府県政府が以下の行為を行っていないことを確認する必要がある。

- a. 進駐軍に必要な労働力を得るために労働ボスを利用すること。
- b. 極端な緊急時を除き、強制的または任命的な方法で進駐軍の労働者を募集すること。
- c. 進駐軍労働者の使用者としての責任を公共職業安定所に委託すること。

440-449 効果的な失業補償制度の確立

441 背景： 古い日本の労使関係の形式によれば、労働者は同じ雇用主のもとで一生涯働き、その雇用主は労働者の生計に責任を持ち、仕事がないときでも賃金を支払い続けた。この関係には良い点も多いため、GHQ、SCAPはこの関係の変更を推奨していない。しかし、多くの場合、大きな企業のトップが各従業員に対して生涯の責任を負うことははや不可能であるため、このシステム全体は国の工業化によって大幅に弱体化している。終戦後、多くの産業が原材料不足のために完全に閉鎖されたり大幅に縮小されたりして以来、旧来の関係はますます希薄になっている。

このような状況を鑑み、雇用主が労働者を保証できなくなった場合に労働者が何の保護も受けられない状態にならないように、失業という新たな危険から労働者を保護する必要がある。

働者を守るための失業補償制度を開始することが望ましいと考えられた。失業補償はまた、労働者の流動性を高め、労働者が雇用主の保護を失うことを恐れることなく、より良い雇用を求めて転職できるようにするためにも役立つ。

- 442 目録期日： 1947年11月、失業手当法と失業保険法が成立した。失業手当法は、1947年11月1日から1948年4月30日までの間に失業した労働者に失業手当を支給するもので、財源はすべて政府が負担する暫定措置であった。／1948年5月1日に完全施行された失業保険法は、雇用主、従業員、政府からの拠出金によって賄われている。5人以上の労働者を雇用する雇用主のすべての従業員が対象となる。労働者は、雇用されてから6か月後に保険給付を受ける資格がある。理由なく仕事を辞めた場合、違法行為により解雇された場合、または適切な仕事の申し出を拒否した場合、労働者は一時的に失格となる。このプログラムは労働省職業安定局によって運営されている。給付金の支払いは各地の公共職業安定所が行う。保険料は都道府県職業安定局が徴収する。

- 443 プログラム：
- 443.01 掛金の徴収： 必要な保険料の支払いを滞納している雇用主を探し出し、訴追するためのプログラムが実施されている。現在、雇用主の半数以上が所定の保険料を納めていないと推定されているため、このプログラムは失業保険の健全な財務基盤を確立するために必要である。このような低い保険料納付率は、雇用主に保険料の納付を促すことしかしてこなかった日本の徴税方法の結果である。／
- このプログラムは無期限で続けなければならない。

- 443.02 広報： 労働者が給付を請求できるように、また余剰労働者の解雇に強く反対する傾向が弱まるように、この制度について労働者に知らせるための広報プログラムが開始され、1948年を通じて継続される予定である。現在、対象労働者の大部分は失業保険制度の存在すら知らない。

- 443.03 不服申し立て： 労働者と使用者は、地方事務所の決定に満足できない場合、不服申立をする権利を知らされ、不服申立をするよう奨励される必要がある。

この権利が行使されない限り萎縮してしまい、そのために民主主義の原則に従って設けられた不服申立制度の価値がなくなってしまう。

- 444 調査に関する提言： 書簡を参照。GHQ, SCAPフアイルAG019(1948年5月25日)E SS/LAB、件名：失業保険料の徴収、本便覧第82章1948年5月25日付
- 450-459 平時の職業に就く日本人成人を訓練するための職業訓練プログラムの開発
- 451 背景： 終戦後、軍需産業や軍務に就いていた人々、他国から引き揚げできた人々、学校を卒業したばかりの人々の多くが、平時の職業に熟練していないため、報酬を得られる職に就くことができない。同時に、日本経済は熟練労働者、とくに大工、建設労働者、自動車修理工、洋服職人の不足にあえいでいる。／
- 職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。訓練の機会がなければ、多くの人々はこれらの権利を実践することができない。

- 452 これまでの成果： 厚生省が監督し、公共事業費で賄われる職業訓練プログラムが1946年に急速開発された。このプログラムはほとんどの満足しか得られなかった。／
- 職業安定法の制定に伴い、労働省が実施するプログラムに必要な権限を与えるこの法律の第4章に基づいて、新しいプログラムが作成された。同法の法令第20条から第23条は、労働省がプログラムの財政責任を引き継いだ1948年4月1日に施行された新プログラムの方針を概説している。

現在のプログラムは、国が定めた基準に従って都道府県が運営している。ほとんどの場合、資金はすべて国から支給される。提供される訓練は3種類ある。第一は、公共職業訓練センターでの約6ヶ月間のコースが無料で提供される。第二は、政府が運営する失業者向けの作業所で行われる訓練で、訓練生は政府が使用する商品を生産し収入を得るなかで技能を学ぶ。第三は、障害者のためのいくつもの特別な訓練センターである。障害者は2つのタイプの訓練の両方を受けられるが、より重度の障害者には義肢の使用法を訓練し健常者と一緒に

訓練できるレベルまで到達させるために、いくつかの特別なセンターが必要である。／
1948年5月1日現在、427の公共職業訓練センターには約12,660人の訓練生がおり、身体障害者のための2つのセンターには100人の訓練生がいた。政府作業所での訓練プログラムは、1948年10月1日から試験的に30カ所で始まる予定である。これが成功すれば、訓練を行う作業所の数は1949年には増えるだろう。1948年の最後の数ヶ月の間に、東京に障害者のための新しいセンターが開設される予定である。

453 プログラム： 現在、プログラム運営の改善のために以下のことに注力している：

- a. 提供された資金が訓練の目的に費やされていることを確認するため、都道府県の監督を増強する。／
 - b. 通常の割当ルートを通じて原材料を入手する秩序ある方法および訓練中に生産された完成品を処分する方法を提供すること。／
 - c. 既存の施設を最大限に活用できるようにこれらのセンターが提供する訓練の機会をさらに宣伝する。／
- 継続的な改善が必要であるため、このプログラムに関して特別な目標期日はない。

454 調査に関する提言： 調査は必要ないが、失業者がボスターやラジオ放送、公共職業安定所 (PESO) や福祉関係者を通じて入手できる情報によって訓練の機会を知っているかどうかを判断する上で、時折チェックすることは有効である。／
軍政部 (MG) 職員は、職業訓練センターの検査・評価に関心を持つだろう。これらのセンターがプログラムの目的を達成していないことが判明した場合、その欠陥について、確立されたルートを通じて労働課に報告できる。

460-469 より効果的な人員活用の奨励

461 背景： かつての日本では容易に利用できる安価な労働力が豊富に供給され

ていたため、労働力の効率的な利用にはほとんど注意が払われてこなかった。法律により労働時間が制限され、強制労働がもはや合法ではなくなった今、日本の産業界は生産コストを過度に上昇させないためには、労働力のより効果的な活用を開発しなければならない。

462 これまでの成果： 炭鉱の雇用は1947年から1948年にかけて増加し、労働力は正当化できる量をはるかに上回るまでになった。このような余剰労働力の費用は、最終的には炭鉱の営業赤字を補助する政府によって支払われたため、内閣は各炭鉱の総雇用を1948年4月30日までの6か月間凍結する命令を出した。石炭委員会の地方事務所によって特別な許可が与えられた場合にのみ、その合計を超えることができる。／

かたりの一般失業者が発生しているにもかかわらず、囚人労働は囚人の住居と食事のための特別な施設を取得した造船、木炭製造、石炭採掘、その他の産業に従事する民間企業によって広く利用されてきた。このような慣行は、刑務所内の住居や労働施設が不十分であることと、安価な労働力を求める民間産業界の要望の結果である。自由な失業者が産業界で仕事を得るのを助けるため、刑務所の労働力を利用するすべての者に対し、囚人労働の対価を現行賃金で政府に支払うよう求める命令が出された。さらに、1948年8月20日の閣議決定により、政府が囚人の住居を手配し、囚人に非競争的な仕事を与える施設を開発できるように次第、民間企業による囚人労働の使用を廃止することが日本政府の方針となることと決定された。日本の炭鉱では強制労働が行われてきたという不名誉な歴史があるため、炭鉱での囚人労働の使用は1948年9月30日から完全に禁止されている。

463 プログラム： 1949年中に、戦中および戦後に米国、英国、その他の欧州諸国で大きな成功を収めた「産業内訓練」(IWI) プログラムに関する情報を産業界に提供することが計画されている。

日本経済に影響を与えるような重大な人的資源の不正使用の具体例(炭鉱労働や囚人労働の場合のように)が生じた場合には、適切な是正措置が日本政府に勧告されることになる。

464 調査に関する提言：

- a. 炭鉱では、地上労働者が効率的に雇用されているか、給与が水増しされていないかをチェックすることがある。／
- b. 囚人労働を使用する雇用主が実勢賃金に従ってその労働の対価を政府に支払っているかどうかをチェックすることができる。／
- c. 労働力の重大な不正使用が明白な基幹産業は、GHQに報告されるべきである。

470-479 公共事業プログラムの開発

471 背景： 終戦後、軍隊の解体、軍需産業の廃止、賠償金のための機械の撤去、原材料の不足、国外で雇用されていた数百万人の日本人の本国帰還などの結果、余剰労働力の問題が生じている。この余剰労働力の直接的な影響は、3つの理由により欧米諸国ほど悲惨なものではなかった。第一に、伝統に従って、家族は貧しい親族を支援した。第二に、日本の産業界はパターナリズムの伝統に従い、ほとんど使っていない従業員を給与台帳に残し、軍隊から帰還した従業員を給与台帳に戻した。第三に、失業者の多くが闇市場活動で生計を立てることができた。／

これらの慣行は失業問題の当面の影響を和らげたものの、長期的には家族も産業も国家も無期限に多数の非生産的な人々を養うことができないことは明らかであった。同時に、特定の種類の建設プロジェクトが実施されれば、国民の健康と福祉に必要な資材の生産が大幅に増加する可能性があることが明らかになりました。／

公共事業プログラムの当初の計画は、調整機関を通じて生産活動に遊休労働力を雇用する可能性を調査する中で、1946年3月に労働諮問委員会によって進められた。1946年5月、日本政府はGHQから、いくつかの省庁から出された建設事業の要求をすべて一つの予算に統合するよう勧告された。これが実行されたとき、1946-47会計年度の総額は180億円になっていた。資金と物資の不足によりこのような野心的な計画を行うのは望ましくないという理由で、大蔵省はインフレ基調の予算からこの計画全体を削除しようとした。この削除は、適切に設計されたプログラムが雇用を提供し、日本人への食料、衣類、燃料、および最低限必要なサービスの供給を増やすために不可欠であると考えていたSCA

Pにとつては受け入れられなかった。

472 これまでの成果： 1946年5月19日に発行されたSCAPIN 967は、日本政府に対し60億円の縮小公共事業予算を計上するよう指示した。(この時点では、GHQ内の公共事業プログラムの調整に関する主要な責任は、経済科学部労働課にあった。)

これに続いて、9月に日本政府がGHQ本部の承認を得て「公共事業に関する手続」を閣議決定した。この文書は、経済安定委員会と公共事業プログラムの特定分野に関する省庁が、日本経済全体への影響に基づいて個々の事業の価値を判断できる優先順位システムを定めたものであった。／

現在、経済安定委員会建設局内では、公共事業部門と監査部門が公共事業プログラムに関する調整権限を分担している。公共事業部門の役割は、公共事業に関する日本政府の方針を決定し、特定分野が他を犠牲にしてさらに利するよりもむしろ日本経済全体の利益となるようなバランスの取れた統合されたプログラムを保証するために、各省庁の利害を調整することである。／

1946-47会計年度の公共事業一般会計予算は60億円、1947-48年度は95億円、1948-49年度は425億円であった。これに加えて、運輸省と通信省の事業の財源に充当される公共事業特別会計が予算化されている。／

GHQおよびSCAPから第8軍司令官に宛てた公共事業計画に関する司令書は1946年12月と1947年3月に発行された。しかし、どちらの書簡も適切ではなかったため、これらはAG600の発行によって置き換えられ取り消された。(1947年12月26日) BSS/LAB、主題：日本の公共事業と復興プログラム。／

公共事業プロジェクトへの失業者の活用を確実にするため、経済安定委員会は都市計画プロジェクトの労働者の65%を失業者から調達しなければならぬとの指令を出した。他の種類のプロジェクトに使用される失業者の割合は、この最大値から農村部の干拓や治水プロジェクトに必要とされる最小値5%まで様々である。

473 プログラムと目標期日： この1年間、プログラムの重点は主として日本経済の再建に置かれていた。1948年の目標は、公共事業プログラムの方向性を直し、復興分野での継続的な進展を犠牲にすることなく、失業者の救済を強化することである。より具体的には、目標は次のとおりである：／

- a. 1948年9月1日まで： 特定の産業グループで失業をもたらすことを明らかにする要因として、特定領域でのプログラムの方向転換を許すための、現行の公共事業プログラムの計画および運営手順を再編成すること。／
- b. 1948年11月1日まで： 効果的な全体的な生産的な失業救済プログラムの開発において、公共事業における現行の建設プログラムと失業対策措置との間の調整を強化すること。／
- c. 1949年4月1日まで： 個々のプロジェクトだけでなく同タイプと優先度を持つプロジェクトの特定のグループの相対的価値が判定されることによる具体的な費用便益比評価手順を開発すること。このような手順の確立を通じて、優先順位システムの構造の強化が確保され、資金不足や物資不足の問題にもかかわらず、1949～50会計年度から可能な限り強力なプログラムを計画し実行できるようにする。／
- d. 1949年4月1日まで： 公共事業プログラムの四半期ごとのプログラムと認証が十分に前もって行われるように、資金と資材が使用される予定の四半期の開始前に資金と資材の割り当て券の両方がプロジェクトを運営する機関に獲得されるように、プログラムの資金調達を改善すること。
- 474 調査に関する提言： 公共事業プログラムに関する軍政の責任に関する具体的な勧告は、1947年12月26日付の司令部指令書に記載されており、1948年2月12日付の第8軍司令官作戦書簡第11号によって実施されている。しかし、国家レベルでは国家安全保障庁が各省庁のプログラムを修正・統合しなければならぬように、都道府県レベルでは知事を代表する公共事業調整委員会が都道府県の機関によって開始され実行されているさまざまなプログラムを調整・統合すべきである。あまりにも多くの場合、県職員のエネルギーは与えられた予算が県全体の利益のために最大限の成果を上げて使われることを保証するというより重要な仕事よりも県内の仕事を請け負うために通常よりも多額の予算を確保するための交渉に向けられることが多い。

500-599 賃金および労働条件

500-519 賃金

520-539 労働基準

540-559 女性および未成年者

560-579 労災補償

600-699 労働統計調査

600-619 歴史的背景、目的、参考資料

620-629 労働組合・労使関係活動

630-639 労働力・雇用・失業統計

640-649 労働時間、離職率、欠勤率

650-659 賃金統計

660-669 労働基準および事故データ

670-679 労働者福祉・生活水準データ

700-799 労働・使用者教育

700-709 一般目標

710-719 組織プログラム

720-729 教育技法

730-739 講義と討論

740-749 出版物

750-759 集団教育の技術

770-779 視覚教材： 動画、紙芝居、展示物

出典：『戦後財政史資料(英文) 雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館所蔵。
 訳：谷口 雄治
 (編注) 4章の他の章は項目のみにした。

各ページのヘッディングは削除した。

同じ節において 1 行空いている箇所前の行の文末に／を付して空白行を削除した。

昭和二十五年六月

(一一二二) 連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長ロバート・T・エーミス、
スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第三三回総会への報告

一五九〇年における日本の労働情勢

国際労働機関の第三二回総会では、日本における労働情勢および日本の降伏以後四年間の労働分野における発展について報告がなされた。この会議において、日本では、労働者に団結権を賦与する法律が制定され、労働者はその権利を充分に活用していることが報告された。さらに、国際水準と同等あるいはむしろそれを上まわるほどの労働法体制が確立されたこと、またそれを実施するため労働省が設置され、政府職員や労働者、使用者に民主的な労働組合と労働行政業務をよく理解させるうえでいちじるしい進歩のあったことも報告された。

これらの初期的な成果は、昨年にはいつそう進展し、日本の社会と政治体制に不可欠の要素として、また大多数の国民の日常生活にいわば定着したものととして、その基礎が固められた。

労働組合運動(編注・中略。以下同じ。)

労働者教育

労使関係

労働立法とその施行機関

労働基準

賃金

労働者災害補償保険

人的資源

失業対策

職業安定制度

職業訓練

一九四七年の職業安定法によって、公共職業安定計画に不可欠なものとして公共職業補導所制度が設けられた。一九五〇年三月には、三〇六か所の補導所が一万四〇〇〇人を入所させ、キャビネット造りや洋服仕立て、自動車修理、機械工作、タイプなど四七二のコースを設けて活動した。この訓練の狙いは、放置しておけば職を得られない労働者に中程度の技術をさずけ、各産業に半熟練労働者を供給することにあった。

過去二年間、これらの補導所での訓練を終えた労働者の大部分は、ここで得た技術を活かせる就職口をみつけることができた。職業補導所は、産業にとって必要な熟練修得コースの選択と、各コースの入所者への適切な選抜・配置を行なうために、公共職業安定所と緊密に協力しながら活動している。

身体障害者は多くの公認の養成所で受け入れられ、一般の労働者とともに訓練を受けている。そのほかに重症の身体障害者のために、五か所の特別施設が政府によって運営されており、そこでは現在七〇〇人が訓練を受けている。身体に障害を受けた人々の復職をはかるためのあらたな法律は、身体障害者の復職と職業訓練のために、労働省と厚生省とが協同して計画をたてるべきことを規定している。この法律にもとづく最初の施設は、すでに国立のリハビリテーション施設の一つに設けられている。

企業内監督者訓練

企業内監督者訓練は昨年日本に導入された。労働省はこの問題に関する一三人の専門職員と講師をおき、合衆国からはこの計画で日本政府を援助するため近く専門家チームが来日することになっている。職務指導方法について訓練するための教育計画は、それが効果を上げようよう徹底的に試され、日本の多くの重要事業場で満足のいく結果を生み出している。

労働ボスの排除

労働ボスの影響力を減ずる計画の重要性はずっと強調されてきた。意識の遅れた労働者層を食い物にすることで繁栄してきたこの制度は、長い伝統をもち、きわめて強固に継続されてきたのだが、歴史はその排除の方向に向かって進みつつある。中間目標の一つはそれまでボスの支配下におかれていた二五〇万の労働者を解放することによって達成された。そのうちの約二〇万人は、一九四九年三月から一九五〇年三月までのあいだに公共職業安定所の活動によって解放されている。

昨年、製造業における使用者の多くは、従来使用者と従業員双方に便宜を与えてきた労働ボスの力をかりず、法にしたがって事を運ぶことが可能だということを、体験を通して理解した。以前は労働ボスが仲介手数料をとって労働者を供給してきたところでも、いまだでは、使用者は労働者を直接雇用するか、あるいは公共職業安定所に臨時の従業員を紹介してもらう手段をとっている。

港湾労働における労働ボス排除計画の履行という点でも、昨年は大きな進歩がみられた。労働省と運輸省は、労働ボスの排除とともに、旧独占会社(英社)の解体を目的とする

計画を遂行するため、緊密に協力した。その計画は一つの港で実験的に行なわれ非常に成功を収めたので、いまでは、その実施地域は日本の全主要港湾にまでひろげられている。この計画では、港湾運送会社は、臨時の労働力を確保するために、他の営業会社から労働者を借り入れるか、公共職業安定所の紹介によるかしなければならぬということが、法規定されることになった。実験港として選ばれた港では、あらゆる種類の港湾労働者をすばやく紹介することのできる熟練スタッフをかかえた特別の職業安定所が設置された。このサーヴィスは無料で提供され、使用者はそれに対し満足を示した。労働者に仕事を紹介する場合には、普通、仕事の配分を全員に対し公平に行なうため輪番制が採用された。さらに、労働者は使用者から直接給料の全額を受けようになり、彼らはこの点についても当局に感謝をしている。

〔訳注〕戦時中、各港で港湾運送会社が一社に統制され、独占荷役会社が誕生した。

女子および未成年者

日本における勤労婦人の社会的・経済的・法的地位を向上させ、年少労働者を保護するという点で進歩がみられたことは、とりわけ喜ばしいことである。日本の女子が進歩したことは、政治や労働組合業務への女子の進出・あるいは専門職や高級官僚、教育、さまざまな社会的活動分野などあらゆる職業分野への女子の進出などに、明らかに示されている。最近の研究によると、全公務員に占める女子の割合は、一九四〇年には八パーセントであったものが、一九四九年末には二〇パーセントにまで上昇した。六八二人の女子公務員のうち、その八五パーセントは一九四七年から四八年にかけて採用された者である。

戦前の女子に対する態度から派生したハンディキャップを克服して、一五〇万の女子労働組合員は、(組合員数に占める割合以上に)組合活動で積極的な役割を果たし、組合の政治レベルにもその立場は(組合員数に占める割合以上に)よく反映されている。多くの女子組合指導者が出現した。組合の婦人部は、組合内の責任を分担できるような女子を訓練するとともに、一般組合員の必要に応じた広範囲な教育計画を実施して、この面での発展に寄与している。

年少労働者の保護という点でも、違法な児童労働の事実上の除去、労働時間の厳格な取締り、有害・危険職業に指定された職業からの年少労働者の引き上げ、等に示されているように、明らかに前進があった。

ちょうど二年半にわたって活動し続けてきた婦人少年局は、すべての労働分野における女子の進出と、年少労働者の保護を図るうえで大きく貢献し、これらの人々の擁

護者として一般に認められる存在となった。中央職員や第一線にいる職員は、教育および情報提供に関する膨大かつ多様な計画を実施するとともに、いろいろな種類の目的にかなうようにポスター、リーフレット、パンフレット、映画、スライド等々の用具を提供してきた。婦人週間とか年少労働者保護週間などといった年一回の特別キャンペーンは、人々の注意を女子労働者や年少労働者の問題にひき寄せるのに寄与した。今年、婦人週間と同時に、婦人問題についての全国会議が開かれ、男女同一賃金、農村生活の改善、家族制度の近代化などの重要問題が討議された。婦人少年局は、寄宿舎での自治とか、組合への参加、雇用機会の拡大、福祉施設の改善等の特別計画を実施するためのおもな地域を選び出した。女子や年少労働者にとって特別に重大な意味をもつ問題について調査がなされたが、それらの問題の中には、製糸場における労働条件や、政府関係業務への女子の雇用、露天商いに従事している年少者、看護婦の労働条件、家内労働問題、等が含まれていた。

将来の展望

日本経済にとつて、労働者は経営者と同様、欠くことのできぬ役割りを果たすようになった。労働者保護立法や労働行政諸機関は、労働者の日常生活になくてはならぬものと認められるようになった。労働者は自分たちへの保護やサーヴィスを、彼らの権利として要求している。これらの成果や労働組合運動が現に歩んでいる方向性から考えて、日本の労働者は今後前向きに進み、全体主義の圧力や反動的な圧力からみずから守ることができであろう。

『占領』